

任意共済のご案内

全国町村等職員

任意生命保険

【団体定期保険】

新型コロナウイルス
感染症についても対応！
(詳細は5ページをご参照ください。)

任意生命保険 ご案内ムービー

右記を携帯電話・スマートフォン等で読み込み、アクセスしてください。(通信料がかかります)



全国町村等職員

任意医療保険

【総合医療保険(団体型)】

新型コロナウイルス
感染症についても対応！
(詳細は9ページをご参照ください。)

任意医療保険 ご案内ムービー

右記を携帯電話・スマートフォン等で読み込み、アクセスしてください。(通信料がかかります)



全国町村等職員

任意収入補償保険

【団体長期障害所得補償保険(GLTD)】

GLTD制度ご案内ムービー

スマートフォン等で読み込みアクセスしてください。
(通信料がかかります)



任意生命保険のみ・任意医療保険のみのご加入も可能です。

「契約概要」と「注意喚起情報」には、それぞれご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項と特に注意いただきたい事項が記載されています。また、「正しく告知いただくために」には、ご加入・増額のお申込みの際に必要な被保険者告知に関する重要な事項が記載されています。お申込みにあたっては、当パンフレットとあわせてご確認ください。なお、ご加入者(被保険者)は、当パンフレットをお読みいただいた後も大切に保管ください。

申込
締切日

令和3年
11月4日(木)

加入日
(効力発生日)

令和4年
1月1日

全国町村会・都道府県町村会

N・コンシェルジュのご案内

任意生命保険・任意医療保険に
ご加入の方のみの
特典です!

健康管理から
趣味に至るまで
豊富なメニューをご用意!!

詳細は、裏表紙をご確認ください。

ライフイベントに合わせたおすすめプラン!!

25歳の方

(独身)

本人:25歳

独身でも、病気やケガによる入院・手術等・就業障害などへの備えは必要です。任意共済を上手に活用して備えましょう。

新型コロナ
ウイルス感染症
についても対応!
(詳細は5ページを
ご参照ください。)

任意生命保険

団体定期保険

死亡・所定の高度障がい状態
の保障

① 死亡保険金額(高度障がい保険金額)

死亡保険金額(高度障がい保険金額)

② ①⁺
災害保険金額(災害高度障がい保険金額)

本人 ①の場合… **200万円**
②の場合… **400万円**
(月払掛金(概算) 男性 236円
女性 158円)

35歳の方

(配偶者・子ども1人あり)

本人:35歳 男性 配偶者:32歳 女性
子ども:3歳

結婚やお子様の誕生で手厚い保障が必要な時期です。団体保険としての割引が適用された掛金で、賢く保障を準備しましょう。

① 死亡保険金額(高度障がい保険金額)

死亡保険金額(高度障がい保険金額)

② ①⁺
災害保険金額(災害高度障がい保険金額)

本人 ①の場合… **3,000万円**
②の場合… **6,000万円**
(月払掛金(概算) 3,540円)

配偶者 ①の場合… **1,000万円**
②の場合… **2,000万円**
(月払掛金(概算) 790円)

入院給付金日額

本人 **5,000円**
(月払掛金(概算) 男性 1,180円
女性 1,180円)

入院給付金日額

本人 **10,000円**
(月払掛金(概算) 2,670円)
配偶者 **5,000円**
(月払掛金(概算) 1,285円)
子ども(1人) **3,000円**
(月払掛金(概算) 495円)

新型コロナ
ウイルス感染症
についても対応!
(詳細は9ページを
ご参照ください。)

任意医療保険

総合医療保険(団体型)

1泊2日以上の継続入院・手術等の保障

月額保険金額

本人 月額 **15万円(3口)**
(月払保険料 男性 1,485円
女性 1,503円)

月額保険金額

本人 月額 **20万円(4口)**
(月払保険料 3,136円)

任意収入補償保険

団体長期障害所得補償保険

ケガや病気により長期間仕事
ができなくなったときの収入
を補償

任意生命
保険 任意医療
保険 任意収入
補償保険
月払掛金・保険料(概算)
合計

男性 **2,901円**
女性 **2,841円**

11,916円

任意生命保険

任意医療保険

任意収入補償保険

<「任意生命保険」と「任意医療保険」について>
 年齢は、保険年齢で記載しております。
 「保険年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げます。

掛金は概算掛金です。正規掛金は申込締切後に算出し、更新日(今回は令和4年1月1日)から適用します。
 また、任意生命保険の本人・配偶者の掛金は年齢・性別、任意医療保険の本人・配偶者の掛金は年齢によって異なります。

45歳の方

(配偶者・子ども2人あり)

本人:45歳 男性 配偶者:42歳 女性
 子ども:12歳・10歳

お子様の教育資金やご自身の健康など様々なことに気を配る必要があります。任意共済をフル活用して保障を準備しましょう。

① 死亡保険金額(高度障がい保険金額)

死亡保険金額(高度障がい保険金額)

② ① +
 災害保険金額(災害高度障がい保険金額)

本人 ①の場合… **3,000万円**
 ②の場合… **6,000万円**
 (月払掛金(概算) 5,190円)

配偶者 ①の場合… **1,000万円**
 ②の場合… **2,000万円**
 (月払掛金(概算) 1,310円)

55歳の方

(配偶者あり)

本人:55歳 男性 配偶者:52歳 女性

退職後を意識し、将来的に退職者継続加入制度を活用することも視野に、任意共済で長期にわたる保障を確保しておきましょう。

① 死亡保険金額(高度障がい保険金額)

死亡保険金額(高度障がい保険金額)

② ① +
 災害保険金額(災害高度障がい保険金額)

本人 ①の場合… **2,000万円**
 ②の場合… **4,000万円**
 (月払掛金(概算) 6,300円)

配偶者 ①の場合… **400万円**
 ②の場合… **800万円**
 (月払掛金(概算) 888円)

P5~P8
 P23~P28

入院給付金日額

本人 **12,000円**
 (月払掛金(概算) 4,032円)

配偶者 **5,000円**
 (月払掛金(概算) 1,425円)

子ども(2人) 1人あたり **3,000円**
 (月払掛金(概算) 495円)

入院給付金日額

本人 **10,000円**
 (月払掛金(概算) 5,840円)

配偶者 **5,000円**
 (月払掛金(概算) 2,165円)

P9~P12
 P29~P32

月額保険金額

本人 月額 **20万円(4口)**
 (月払保険料 6,316円)

月額保険金額

本人 月額 **15万円(3口)**
 (月払保険料 7,470円)

P13~P18

18,768円

22,663円

任意生命保険

任意医療保険

任意収入補償保険

制度のしくみと特徴

- 1** ライフイベントの変化に合わせて、毎年保障額の見直しができます。
※ただし、健康状態等によっては保障額を増額できない場合があります。
- 2** 医師の診査ではなく、健康状態等の告知によるお申込み手続きです。
※告知に関しては、「正しく告知いただくために」をご覧ください。
- 3** 掛金には団体保険としての割引が適用されます。
※P6～P8、P11・P12をご覧ください。

現職中

新型コロナウイルス感染症に対しても対応！
(詳細は5ページをご参照ください。)

任意生命保険 死亡・所定の高度障がい状態を保障します。

お申込みにあたっては、必ずP23以降をご確認ください。

- 職員とその配偶者様・お子様まで、万一の場合の安心をサポートいたします。

▼ ご加入 保険期間：1年

	申込保険金額	新規加入・増額
職員	3,000万円～200万円	年齢65歳6カ月まで
配偶者	1,000万円～200万円	年齢65歳6カ月まで
子ども	400万円あるいは200万円	年齢22歳6カ月まで

選べる保障額と、それに応じた掛金は、P6～P8をご確認ください。

※新規加入・増額される場合には、「申込書兼告知書」裏面に記載の質問事項に対する答えが全て「いいえ」となる必要があります。

更新 更新 更新

原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により継続して加入いただくことができます。
更新日付にて、保険金額を増額(または減額)することができます。

- このようなときに、保険金をお支払いします。

- 保険期間中に死亡された場合
- 保険期間中に、加入日(*)以後の病気やケガによって、所定の高度障がい状態になられた場合
(*) 保障額を増額する場合、増額部分については、「加入日」を「増額日」と読替えます。

新型コロナウイルス感染症に対しても対応！
(詳細は9ページをご参照ください。)

任意医療保険 1泊2日以上継続入院・手術等を保障します。

お申込みにあたっては、必ずP29以降をご確認ください。

- 職員とその配偶者様・お子様が加入いただくことができます。

▼ ご加入 保険期間：1年

	申込入院給付金日額	給付金の計算方法	新規加入・増額
職員	12,000円～5,000円	入院療養給付金： 入院給付金日額×5 手術給付金： ・1泊2日以上継続した入院中に受けられた対象手術につき入院給付金日額×20 ・放射線治療は、入院給付金日額×10 ・外来・日帰り手術は、入院給付金日額×5	年齢65歳6カ月まで
配偶者	10,000円～3,000円		年齢65歳6カ月まで
子ども	5,000円 あるいは 3,000円		年齢22歳6カ月まで

選べる保障額と、それに応じた掛金は、P11・P12をご確認ください。

※新規加入・増額される場合には、「申込書兼告知書」裏面に記載の質問事項に対する答えが全て「いいえ」となる必要があります。

更新 更新 更新

原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により継続して加入いただくことができます。
更新日付にて、入院給付金日額を増額(または減額)することができます。

- 保険期間中のケガや病気等による「入院」「手術」等に対する保障を確保できます。

留意点

- 配偶者・子どものみで加入することはできません。また、配偶者は、任意生命保険・任意医療保険ともに職員と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。子どもは、任意生命保険については職員と同額もしくはそれ以下の保障額、任意医療保険については職員(配偶者も加入する場合は配偶者)と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。
- 掛金の払込方法は加入団体ごとに異なっておりますのでご注意ください。

状態・継続入院(1泊2日以上)・手術等を、現職中から退職後まで幅広く保障する制度です。

4 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。
※脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。

昨年度の
配当還元率※

任意生命保険
団体定期保険



任意医療保険
総合医療保険(団体型)



※年間払込掛金に対する配当金の割合です。
●上記は令和2年度(*)の配当実績に基づくものであり、将来のお受取りをお約束するものではありません。
(*)保険期間: 令和2年1月1日～令和2年12月31日

退職後のお取扱いについて

退職者継続加入制度

概要はP47～P50
をご覧ください。

職員とその配偶者の方は、退職後も、現職中と同様の保障が得られます!

任意生命保険 死亡・所定の高度障がい状態を保障します。

最長年齢75歳6カ月まで更新可能

任意医療保険 1泊2日以上継続入院・手術等を保障します。

最長年齢75歳6カ月まで更新可能

- 1 現職中の加入年数を問わず、移行することができます。
〔任意生命保険あるいは任意医療保険に、令和3年12月末日まで継続加入される方が対象です。〕
- 2 保険金額・入院給付金日額は、退職直前に加入していた金額以下で選ぶことができます。
退職者継続加入制度への移行時およびその後の更新時に、新規に任意生命保険および任意医療保険に加入することや、保険金額・入院給付金日額を増額することはできません。(減額・脱退は可能です。)
- 3 移行対象者は、職員とその配偶者となります。
子どもは、退職者継続加入制度の対象とはなりません。
〔令和3年1月1日以降に加入団体を退職後、令和3年12月31日まで任意生命保険あるいは任意医療保険に引き続き加入中である退職者(*)とその配偶者が対象です。
(*)その子どもは令和3年12月31日までの加入となります。〕
- 4 掛金のお払込みは年払となります。

任意生命保険

任意医療保険

新型コロナ
ウイルス感染症
に対しても対応！
(詳細は「この保険の
特徴」欄をご参照
ください。)

任意生命保険

【団体定期保険】

意向確認欄

ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、
お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した保険期間1年の商品です。原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により一定期間継続して加入いただくことができます。

・死亡保障・高度障がい保障

当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

チェック欄

☐ 保障内容はニーズに合致していますか。

☐ ご自身が選択された保障額・掛金、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

この保険の特徴

- 掛金には**団体保険としての割引**が適用されます。
また、1年ごとに収支計算を行い、**剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。**
※脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。
- 医師の診査ではなく、**健康状態等の告知によるお申込み手続き**です。
※告知に関しては、「正しく告知いただくために」をご覧ください。
- **一旦加入すれば、その後病気になられても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。**
- ライフイベントの変化に合わせて、**毎年保障額の見直しができます。**
※ただし、健康状態等によっては保障額を増額できない場合があります。
- 「**新型コロナウイルス感染症**」を直接の原因として支払事由(死亡・高度障がい)に該当した場合(※)、**死亡保険金(高度障がい保険金)に加え、災害保険金(災害高度障がい保険金)のお支払対象となります。**
(※)医師の診断書を必要とします。



ご参考

過去3年間の配当還元率※

年 度 (保険期間)	令和2年度 (R2.1.1～R2.12.31)	令和元年度 (H31.1.1～R1.12.31)	平成30年度 (H30.1.1～H30.12.31)
配当還元率	約 19.0%	約 11.9%	約 18.6%

※年間払込掛金に対する配当金の割合です。

●上記数値は各年度の配当実績に基づくものであり、将来のお受取りをお約束するものではありません。

保障額と掛金

払込方法は加入団体ごとによって決まっておりますので、係の方にお問合せください。

※「保険年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げます。

- 配偶者・子どもは、職員と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。（配偶者・子どものみで加入することはできません。）
- 《職員・配偶者》の掛金は概算掛金です。正規掛金は申込締切後に算出し、更新日（今回は令和4年1月1日）から適用します。掛金は、毎年の更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額の保険金額で更新された場合、通常、更新後の掛金は更新前より高くなります。《子ども》の掛金は1人あたりの確定掛金です。
- 記載の掛金は、確定掛金を含め、令和3年6月25日（計算基準日）現在のものであり、保険料率等が改定される場合には、変動することがあります。
- 保険年齢71歳以上の方の掛金は、係の方へお問合せください。
- 保険金額 職員（400万円・200万円）、配偶者（400万円・200万円）は新規に加入される方だけでなく、すでに加入されている方も選択できます。**

（保険金額 配偶者（500万円）はすでに加入されている方のみ継続加入することができます。）

職員の方は、**3,000万円～200万円**の保険金額から、
配偶者の方は、**1,000万円～200万円**の保険金額からお選びください。

お子様は、**400万円・200万円**の保険金額からお選びください。

月払掛金（概算）

対 象		職 員					配 偶 者					こども		(ご参考) 配偶者
申 込 保 険 金 額		3,000 万円	2,500 万円	2,000 万円	1,500 万円	1,000 万円	800 万円	600 万円	400 万円	200 万円	400 万円	200 万円	500 万円	
疾病による場合 死亡保険金額(高度障がい保険金額)		3,000 万円	2,500 万円	2,000 万円	1,500 万円	1,000 万円	800 万円	600 万円	400 万円	200 万円	400 万円	200 万円	500 万円	
不慮の事故による場合 死亡保険金額(高度障がい保険金額)＋ 災害保険金額(災害高度障がい保険金額)		6,000 万円	5,000 万円	4,000 万円	3,000 万円	2,000 万円	1,600 万円	1,200 万円	800 万円	400 万円	600 万円	300 万円	1,000 万円	
保 険 年 齢		(単位:円)										(単位:円)		(単位:円)
男 性	15歳～35歳 (S61.7.2生～H19.7.1生)	3,540	2,950	2,360	1,770	1,180	944	708	472	236	360	180	590	
	36歳～40歳 (S56.7.2生～S61.7.1生)	4,140	3,450	2,760	2,070	1,380	1,104	828	552	276			690	
	41歳～45歳 (S51.7.2生～S56.7.1生)	5,190	4,325	3,460	2,595	1,730	1,384	1,038	692	346			865	
	46歳～50歳 (S46.7.2生～S51.7.1生)	6,900	5,750	4,600	3,450	2,300	1,840	1,380	920	460			1,150	
	51歳～55歳 (S41.7.2生～S46.7.1生)	9,450	7,875	6,300	4,725	3,150	2,520	1,890	1,260	630			1,575	
	56歳～60歳 (S36.7.2生～S41.7.1生)	13,110	10,925	8,740	6,555	4,370	3,496	2,622	1,748	874			2,185	
	61歳～65歳 (S31.7.2生～S36.7.1生)	19,380	16,150	12,920	9,690	6,460	5,168	3,876	2,584	1,292			3,230	
	66歳～70歳 (S26.7.2生～S31.7.1生)	28,140	23,450	18,760	14,070	9,380	7,504	5,628	3,752	1,876			4,690	
女 性	15歳～35歳 (S61.7.2生～H19.7.1生)	2,370	1,975	1,580	1,185	790	632	474	316	158	※1人あたりの確定掛金です。 保険年齢 3歳～22歳 (H11.7.2生～ R1.7.1生)		395	
	36歳～40歳 (S56.7.2生～S61.7.1生)	3,360	2,800	2,240	1,680	1,120	896	672	448	224			560	
	41歳～45歳 (S51.7.2生～S56.7.1生)	3,930	3,275	2,620	1,965	1,310	1,048	786	524	262			655	
	46歳～50歳 (S46.7.2生～S51.7.1生)	5,160	4,300	3,440	2,580	1,720	1,376	1,032	688	344			860	
	51歳～55歳 (S41.7.2生～S46.7.1生)	6,660	5,550	4,440	3,330	2,220	1,776	1,332	888	444			1,110	
	56歳～60歳 (S36.7.2生～S41.7.1生)	8,190	6,825	5,460	4,095	2,730	2,184	1,638	1,092	546			1,365	
	61歳～65歳 (S31.7.2生～S36.7.1生)	10,560	8,800	7,040	5,280	3,520	2,816	2,112	1,408	704			1,760	
	66歳～70歳 (S26.7.2生～S31.7.1生)	13,920	11,600	9,280	6,960	4,640	3,712	2,784	1,856	928			2,320	

任意生命保険

保障額と掛金(続き)

払込方法は加入団体ごとに決まっておりますので、係の方にお問合せください。

※「保険年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げます。

保険金額 配偶者(500万円)はすでに加入されている方のみ継続加入することができます。

半年払掛金(概算)

半年払掛金は月払掛金の **6倍** です。

職員の方は、**3,000万円～200万円**の保険金額から、
配偶者の方は、**1,000万円～200万円**の保険金額からお選びください。

お子様は、**400万円・200万円**の保険金額からお選びください。

対 象		職 員				配 偶 者					こども		(ご参考) 配偶者	
申 込 保 険 金 額		3,000 万円	2,500 万円	2,000 万円	1,500 万円	1,000 万円	800 万円	600 万円	400 万円	200 万円	400 万円	200 万円	500 万円	
疾病による場合 死亡保険金額(高度障がい保険金額)		3,000 万円	2,500 万円	2,000 万円	1,500 万円	1,000 万円	800 万円	600 万円	400 万円	200 万円	400 万円	200 万円	500 万円	
不慮の事故による場合 死亡保険金額(高度障がい保険金額)＋ 災害保険金額(災害高度障がい保険金額)		6,000 万円	5,000 万円	4,000 万円	3,000 万円	2,000 万円	1,600 万円	1,200 万円	800 万円	400 万円	600 万円	300 万円	1,000 万円	
保 険 年 齢		(単位:円)										(単位:円)		(単位:円)
男 性	15歳～35歳 (S61.7.2生～H19.7.1生)	21,240	17,700	14,160	10,620	7,080	5,664	4,248	2,832	1,416	2,160	1,080	3,540	
	36歳～40歳 (S56.7.2生～S61.7.1生)	24,840	20,700	16,560	12,420	8,280	6,624	4,968	3,312	1,656			4,140	
	41歳～45歳 (S51.7.2生～S56.7.1生)	31,140	25,950	20,760	15,570	10,380	8,304	6,228	4,152	2,076			5,190	
	46歳～50歳 (S46.7.2生～S51.7.1生)	41,400	34,500	27,600	20,700	13,800	11,040	8,280	5,520	2,760			6,900	
	51歳～55歳 (S41.7.2生～S46.7.1生)	56,700	47,250	37,800	28,350	18,900	15,120	11,340	7,560	3,780			9,450	
	56歳～60歳 (S36.7.2生～S41.7.1生)	78,660	65,550	52,440	39,330	26,220	20,976	15,732	10,488	5,244			13,110	
	61歳～65歳 (S31.7.2生～S36.7.1生)	116,280	96,900	77,520	58,140	38,760	31,008	23,256	15,504	7,752			19,380	
	66歳～70歳 (S26.7.2生～S31.7.1生)	168,840	140,700	112,560	84,420	56,280	45,024	33,768	22,512	11,256			28,140	
女 性	15歳～35歳 (S61.7.2生～H19.7.1生)	14,220	11,850	9,480	7,110	4,740	3,792	2,844	1,896	948	※1人あたりの 確定掛金 です。 保険年齢 3歳～22歳 (H11.7.2生～ R1.7.1生)	2,370		
	36歳～40歳 (S56.7.2生～S61.7.1生)	20,160	16,800	13,440	10,080	6,720	5,376	4,032	2,688	1,344		3,360		
	41歳～45歳 (S51.7.2生～S56.7.1生)	23,580	19,650	15,720	11,790	7,860	6,288	4,716	3,144	1,572		3,930		
	46歳～50歳 (S46.7.2生～S51.7.1生)	30,960	25,800	20,640	15,480	10,320	8,256	6,192	4,128	2,064		5,160		
	51歳～55歳 (S41.7.2生～S46.7.1生)	39,960	33,300	26,640	19,980	13,320	10,656	7,992	5,328	2,664		6,660		
	56歳～60歳 (S36.7.2生～S41.7.1生)	49,140	40,950	32,760	24,570	16,380	13,104	9,828	6,552	3,276		8,190		
	61歳～65歳 (S31.7.2生～S36.7.1生)	63,360	52,800	42,240	31,680	21,120	16,896	12,672	8,448	4,224		10,560		
	66歳～70歳 (S26.7.2生～S31.7.1生)	83,520	69,600	55,680	41,760	27,840	22,272	16,704	11,136	5,568		13,920		

保険金額 配偶者(500万円)はすでに加入されている方のみ継続加入することができます。

年払掛金(概算)

年払掛金は月払掛金の **12倍** です。

職員の方は、**3,000万円～200万円**の保険金額から、
配偶者の方は、**1,000万円～200万円**の保険金額からお選びください。

お子様は、**400万円・200万円**の保険金額からお選びください。

対 象		職 員				配 偶 者					こども		(ご参考) 配偶者
申 込 保 険 金 額		3,000 万円	2,500 万円	2,000 万円	1,500 万円	1,000 万円	800 万円	600 万円	400 万円	200 万円	400 万円	200 万円	500 万円
疾病による場合 死亡保険金額(高度障がい保険金額)		3,000 万円	2,500 万円	2,000 万円	1,500 万円	1,000 万円	800 万円	600 万円	400 万円	200 万円	400 万円	200 万円	500 万円
不慮の事故による場合 死亡保険金額(高度障がい保険金額)＋ 災害保険金額(災害高度障がい保険金額)		6,000 万円	5,000 万円	4,000 万円	3,000 万円	2,000 万円	1,600 万円	1,200 万円	800 万円	400 万円	600 万円	300 万円	1,000 万円
保 険 年 齢		(単位:円)									(単位:円)		(単位:円)
男 性	15歳～35歳 (S61.7.2生～H19.7.1生)	42,480	35,400	28,320	21,240	14,160	11,328	8,496	5,664	2,832	4,320	2,160	7,080
	36歳～40歳 (S56.7.2生～S61.7.1生)	49,680	41,400	33,120	24,840	16,560	13,248	9,936	6,624	3,312			8,280
	41歳～45歳 (S51.7.2生～S56.7.1生)	62,280	51,900	41,520	31,140	20,760	16,608	12,456	8,304	4,152			10,380
	46歳～50歳 (S46.7.2生～S51.7.1生)	82,800	69,000	55,200	41,400	27,600	22,080	16,560	11,040	5,520			13,800
	51歳～55歳 (S41.7.2生～S46.7.1生)	113,400	94,500	75,600	56,700	37,800	30,240	22,680	15,120	7,560			18,900
	56歳～60歳 (S36.7.2生～S41.7.1生)	157,320	131,100	104,880	78,660	52,440	41,952	31,464	20,976	10,488			26,220
	61歳～65歳 (S31.7.2生～S36.7.1生)	232,560	193,800	155,040	116,280	77,520	62,016	46,512	31,008	15,504			38,760
	66歳～70歳 (S26.7.2生～S31.7.1生)	337,680	281,400	225,120	168,840	112,560	90,048	67,536	45,024	22,512			56,280
女 性	15歳～35歳 (S61.7.2生～H19.7.1生)	28,440	23,700	18,960	14,220	9,480	7,584	5,688	3,792	1,896	※1人あたりの確定掛金です。 保険年齢 3歳～22歳 (H11.7.2生～ R1.7.1生)		4,740
	36歳～40歳 (S56.7.2生～S61.7.1生)	40,320	33,600	26,880	20,160	13,440	10,752	8,064	5,376	2,688			6,720
	41歳～45歳 (S51.7.2生～S56.7.1生)	47,160	39,300	31,440	23,580	15,720	12,576	9,432	6,288	3,144			7,860
	46歳～50歳 (S46.7.2生～S51.7.1生)	61,920	51,600	41,280	30,960	20,640	16,512	12,384	8,256	4,128			10,320
	51歳～55歳 (S41.7.2生～S46.7.1生)	79,920	66,600	53,280	39,960	26,640	21,312	15,984	10,656	5,328			13,320
	56歳～60歳 (S36.7.2生～S41.7.1生)	98,280	81,900	65,520	49,140	32,760	26,208	19,656	13,104	6,552			16,380
	61歳～65歳 (S31.7.2生～S36.7.1生)	126,720	105,600	84,480	63,360	42,240	33,792	25,344	16,896	8,448			21,120
	66歳～70歳 (S26.7.2生～S31.7.1生)	167,040	139,200	111,360	83,520	55,680	44,544	33,408	22,272	11,136			27,840

新型コロナ
ウイルス感染症
に対しても対応！
(詳細は「この保険の
特徴」欄をご参照
ください。)

任意医療保険

【総合医療保険(団体型)】

意向確認欄

ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、
お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した保険期間1年の商品です。原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により一定期間継続して加入いただくことができます。

・ケガや病気等による入院・手術等の保障

当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

チェック欄

☐ 保障内容はニーズに合致していますか。

☐ ご自身が選択された保障額・掛金、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

この保険の特徴

- 掛金には**団体保険としての割引**が適用されます。
また、1年ごとに収支計算を行い、**剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます**。
※脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。
- 医師の診査ではなく、**健康状態等の告知によるお申込み手続き**です。
※告知に関しては、「正しく告知いただくために」をご覧ください。
- **一旦加入すれば**、その後病気になられても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で**継続加入できます**。
- ライフイベントの変化に合わせて、**毎年保障額の見直しができます**。
※ただし、健康状態等によっては保障額を増額できない場合があります。
- 1泊2日以上**の継続入院の場合**、入院給付金をお受取りになれます。

新型コロナウイルス感染症について以下の場合、お支払いの対象となります。
(当内容は令和3年6月1日時点の内容となります。今後、取扱変更となる可能性があります。)

- ・新型コロナウイルス感染症の治療を目的とされた入院
- ・医療機関の事情等により、自宅またはその他病院等と同等とみなせる施設で治療を受けられた場合

※ただし、その治療期間に関する医師の証明書等のご提出が必要となります。



ご参考

過去3年間の配当還元率※

年 度 (保険期間)	令和2年度 (R2.1.1～R2.12.31)	令和元年度 (H31.1.1～R1.12.31)	平成30年度 (H30.1.1～H30.12.31)
配当還元率	約 16.0%	約 14.3%	約 13.2%

※年間払込掛金に対する配当金の割合です。

●上記数値は各年度の配当実績に基づくものであり、将来のお受取りをお約束するものではありません。

制度の特徴

万一の場合、お支払対象に該当するかが簡単にわかります。入院手術

医療機関で交付される領収証等で判断

所定の条件を満たせば領収証等(「治療内容報告書」と「領収証のコピー」)で請求いただけます。

※詳細についてはP31「給付金のご請求について」をご確認ください。

公的医療保険制度に連動しているため、お支払いの対象となる手術等かどうか、医療機関で交付される領収証等によって加入者ご自身で簡単に確認できます。

1 入院の有無および入院期間の確認

入院がある場合は入院期間が記載されます。

2 給付金の有無についての確認

「手術」「放射線治療」欄に診療報酬点数が記載されている場合、手術給付金・放射線治療給付金のお支払対象となります。

※一部お支払対象とならない手術があります。
※「放射線治療」については当社所定の「入院・手術・3大疾病等診断書(証明書)」のご提出が必要です。

領収証イメージ

患者番号		氏名		様		請求期間(入院の場合)	
						年 月 日 ~ 年 月 日	
受診科	入・外	領収書No.	発行日	費用区分	負担割合	本家	区分
			年 月 日				
保 険	初・再診料	入院料等	医学管理等	在宅医療	検査	画像診断	投薬
	点	点	点	点	点	点	点
	注 射	リハビリテーション	精神科専門療法	処 置	手 術	麻 酔	放射線治療
	点	点	点	点	点	点	点
	病理診断	診断書(PCR)	食事療養	生活療養			
点	点	点	点	点	点	点	
評価療養	認定療養	その他					
点	点	点					
保険外負担	(内服)	(内服)					
点	点	点					
合計	円	円	円	円	円	円	円
負担額	円	円	円	円	円	円	円
領収額	円	円	円	円	円	円	円
合計	円	円	円	円	円	円	円

東京都〇〇区〇〇病院 〇〇〇〇〇〇 領収印

手術 公的医療保険制度の給付の対象となる手術(※1)、先進医療(※2)に該当する手術等を保障します。

●例えば以下のような手術の場合でも給付金が受取れます。()内は手術の原因となる主な症状・疾患名(一例)

麦粒腫切開術
(ものもらい)

鼓膜切開術
(中耳炎)

裂肛根治術
(切れ痔)

鼻腔粘膜焼灼術
(鼻出血)

(※1) 一部対象外の手術があります。

(※2) 対象となる先進医療は、手術を受けられた時点において厚生労働大臣が定めるものに限りです。また、先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限りです。

給付金のお支払事例

ケガや病気等による
1泊2日からの継続入院・手術等に備えて!

Nさん(保険年齢46歳・男性)

脳梗塞(脳血管疾患)で88日間入院後、退院
(入院中、2回の手術を異なる日に受けた)

<Nさんが加入の保障額>
入院給付金日額 10,000円

月払掛金
(概算) 3,360円

手術日が異なれば、それぞれについてご請求対象となります

発病 → 入院 → 手術 → 手術 → 入院療養給付金
①88万円 ②20万円 ③20万円 ④5万円

①入院給付金 88万円(10,000円×88日)
②手術給付金 20万円(10,000円×20倍)
③手術給付金 20万円(10,000円×20倍)
④入院療養給付金(※) 5万円(10,000円× 5倍)

合計
133万円

(※)すでに入院療養給付金のお支払事由に該当している場合には、入院療養給付金をお支払いすることとなった最終の入院が開始された日からその日を含めて180日経過後に新たに開始された入院であることを要します。

Kさん(保険年齢24歳・女性)

通勤途中に階段で転び骨折、4日間入院
(入院中、手術1回)

<Kさんが加入の保障額>
入院給付金日額 5,000円

月払掛金
(概算) 955円

1泊2日からご請求対象となります

ケガ → 入院 → 手術 → 入院療養給付金
①2万円 ②10万円 ③2万5千円

①入院給付金 2万円(5,000円× 4日)
②手術給付金 10万円(5,000円×20倍)
③入院療養給付金(※) 2万5千円(5,000円× 5倍)

合計
14万5千円

(※)すでに入院療養給付金のお支払事由に該当している場合には、入院療養給付金をお支払いすることとなった最終の入院が開始された日からその日を含めて180日経過後に新たに開始された入院であることを要します。

ご注意

- ・年齢によって保険料は異なります。
- ・上記の給付事例は概要を示しています。保障内容に関する詳細や給付金のお受取りにあたっての日数制限等の制限事項については、【当パンフレット】「給付金のお支払事由」、「法令等の改正に伴う変更」、「注意喚起情報」 「給付金をお支払いしない主な場合」、ならびに「ご加入のみなさまへ」を必ずご確認ください。

主な保障内容

保険期間中に以下のお支払事由に該当されたときにお支払いします。

給付金のお支払いにあたっては、原因となるケガや病気が加入日(*)以後に生じることが必要となります。

(*)その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。

給付の名称	お支払事由の概要	お支払額	お支払限度※1
入院給付金	ケガや病気等により1泊2日以上継続して入院をされたとき	入院給付金日額 × 入院日数	[1回の入院※2] 124日 [通算] 1,095日
入院療養給付金	入院給付金をお支払いする入院をされたとき	入院給付金日額 × 5	通算30回 ※3
手術給付金(20倍) ※4	1泊2日以上継続した入院中に、公的医療保険制度の対象となる手術または先進医療に該当する手術等を受けられたとき	入院給付金日額 × 20	—
手術給付金(5倍) ※4	外来または日帰り入院中に、公的医療保険制度の対象となる手術または先進医療に該当する手術等を受けられたとき	入院給付金日額 × 5	通算30回
放射線治療給付金	公的医療保険制度の対象となる放射線治療または先進医療に該当する放射線照射・温熱療法を受けられたとき	入院給付金日額 × 10	通算なし (60日の間に1回)

・骨髄幹細胞の採取のための入院・手術の保障は、総合医療保険(団体型)への加入日(*)からその日を含めて1年経過後の入院・手術にかぎりです。

(*)その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。

ただし、新医療保障保険(団体型)から総合医療保険(団体型)への継続加入者については、当該継続加入日からその日を含めて1年以内の骨髄幹細胞の採取のための入院・手術であってもお支払い対象となります。(この場合、継続加入時における新医療保障保険(団体型)または総合医療保険(団体型)の入院給付金日額のいずれか低い金額が限度となります。)

※1 お支払限度については、更新前後のお支払日数(回数)を通算します。

※2 入院を2回以上された場合でも、最終の入院の退院日の翌日からの経過日数等によっては1回の入院とみなす場合があります。

※3 すでに入院療養給付金のお支払事由に該当している場合には、入院療養給付金をお支払いすることとなった最終の入院が開始された日からその日を含めて180日経過後に新たに開始された入院がお支払いの対象となります。

※4 公的医療保険制度の対象手術でも、一部の所定の手術については、お支払いの対象外となります。

<対象外の手術の例>・・・「創傷処理」「皮膚切開術」等

また、同一の日に複数回の手術を受けられた場合には、1つの手術についてのみがお支払いの対象となります。

この場合、手術給付金(20倍)をお支払いするときは、手術給付金(5倍)のお支払いはいたしません。

保障内容に関する詳細、「給付金のお受取りにあたっての日数制限」や上表の注記(※1～※4)等の制限事項の詳細については、【当パンフレット】「給付金のお支払事由」、「法令等の改正に伴う変更」、「注意喚起情報」に「給付金をお支払いしない主な場合」、ならびに「ご加入のみなさまへ」を必ずご確認ください。

保障額と掛金

払込方法は加入団体ごとに決まっておりますので、係の方にお問合せください。

※「保険年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げます。

●以下の入院給付金日額からご希望の入院給付金日額をお選びください。配偶者は職員と同額もしくはそれ以下、こどもは職員(配偶者も加入する場合は配偶者)と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。(配偶者・こどものみで加入することはできません。)

●記載の掛金は概算掛金です。正規掛金は申込締切後に加入者数等に基づき算出し、更新日(今回は令和4年1月1日)から適用します。掛金は、毎年の更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額の給付金額で更新された場合、通常、更新後の掛金は更新前より高くなります。

●保険年齢71歳以上の方の掛金は、係の方へお問合せください。

月払掛金(概算)

職員の方は、12,000円～5,000円の入院給付金日額から、
配偶者の方は、10,000円～3,000円の入院給付金日額からお選びください。

お子様は、5,000円・
3,000円の入院給付金
日額からお選びください。

対 象		職 員				配 偶 者	こ ども	
申 込 入 院 給 付 金 日 額		12,000円	10,000円	8,000円	5,000円	3,000円	5,000円	3,000円
保 険 年 齢		(単位:円)					(単位:円)	
15歳～19歳 (H14.7.2生～H19.7.1生)		1,524	1,270	1,016	635	381	825	495
20歳～24歳 (H 9.7.2生～H14.7.1生)		2,292	1,910	1,528	955	573		
25歳～29歳 (H 4.7.2生～H 9.7.1生)		2,832	2,360	1,888	1,180	708		
30歳～34歳 (S62.7.2生～H 4.7.1生)		3,084	2,570	2,056	1,285	771		
35歳～39歳 (S57.7.2生～S62.7.1生)		3,204	2,670	2,136	1,335	801		
40歳～44歳 (S52.7.2生～S57.7.1生)		3,420	2,850	2,280	1,425	855		
45歳～49歳 (S47.7.2生～S52.7.1生)		4,032	3,360	2,688	1,680	1,008		
50歳～54歳 (S42.7.2生～S47.7.1生)		5,196	4,330	3,464	2,165	1,299		
55歳～59歳 (S37.7.2生～S42.7.1生)		7,008	5,840	4,672	2,920	1,752		
60歳～64歳 (S32.7.2生～S37.7.1生)		9,324	7,770	6,216	3,885	2,331		
65歳～69歳 (S27.7.2生～S32.7.1生)		12,588	10,490	8,392	5,245	3,147		
70歳 (S26.7.2生～S27.7.1生)		15,888	13,240	10,592	6,620	3,972		

保険年齢
3歳～22歳
(H11.7.2生～
R1.7.1生)

保険年齢
3歳～22歳
(H11.7.2生～
R1.7.1生)

半年払掛金(概算)

半年払掛金は月払掛金の**6倍**です。

職員の方は、**12,000円～5,000円**の入院給付金日額から、
配偶者の方は、**10,000円～3,000円**の入院給付金日額からお選びください。

お子様は、**5,000円・3,000円**の入院給付金日額からお選びください。

対 象	職 員					配 偶 者	こ ども	
申込入院給付金日額	12,000円	10,000円	8,000円	5,000円	3,000円	3,000円	5,000円	3,000円
保 険 年 齢	(単位:円)					(単位:円)	(単位:円)	
15歳～19歳 (H14.7.2生～H19.7.1生)	9,144	7,620	6,096	3,810	2,286		4,950	2,970
20歳～24歳 (H 9.7.2生～H14.7.1生)	13,752	11,460	9,168	5,730	3,438			
25歳～29歳 (H 4.7.2生～H 9.7.1生)	16,992	14,160	11,328	7,080	4,248			
30歳～34歳 (S62.7.2生～H 4.7.1生)	18,504	15,420	12,336	7,710	4,626			
35歳～39歳 (S57.7.2生～S62.7.1生)	19,224	16,020	12,816	8,010	4,806			
40歳～44歳 (S52.7.2生～S57.7.1生)	20,520	17,100	13,680	8,550	5,130			
45歳～49歳 (S47.7.2生～S52.7.1生)	24,192	20,160	16,128	10,080	6,048			
50歳～54歳 (S42.7.2生～S47.7.1生)	31,176	25,980	20,784	12,990	7,794			
55歳～59歳 (S37.7.2生～S42.7.1生)	42,048	35,040	28,032	17,520	10,512			
60歳～64歳 (S32.7.2生～S37.7.1生)	55,944	46,620	37,296	23,310	13,986			
65歳～69歳 (S27.7.2生～S32.7.1生)	75,528	62,940	50,352	31,470	18,882			
70歳 (S26.7.2生～S27.7.1生)	95,328	79,440	63,552	39,720	23,832			

保険年齢
3歳～22歳
(H11.7.2生～
R1.7.1生)

年払掛金(概算)

年払掛金は月払掛金の**12倍**です。

職員の方は、**12,000円～5,000円**の入院給付金日額から、
配偶者の方は、**10,000円～3,000円**の入院給付金日額からお選びください。

お子様は、**5,000円・3,000円**の入院給付金日額からお選びください。

対 象	職 員					配 偶 者	こ ども	
申込入院給付金日額	12,000円	10,000円	8,000円	5,000円	3,000円	3,000円	5,000円	3,000円
保 険 年 齢	(単位:円)					(単位:円)	(単位:円)	
15歳～19歳 (H14.7.2生～H19.7.1生)	18,288	15,240	12,192	7,620	4,572		9,900	5,940
20歳～24歳 (H 9.7.2生～H14.7.1生)	27,504	22,920	18,336	11,460	6,876			
25歳～29歳 (H 4.7.2生～H 9.7.1生)	33,984	28,320	22,656	14,160	8,496			
30歳～34歳 (S62.7.2生～H 4.7.1生)	37,008	30,840	24,672	15,420	9,252			
35歳～39歳 (S57.7.2生～S62.7.1生)	38,448	32,040	25,632	16,020	9,612			
40歳～44歳 (S52.7.2生～S57.7.1生)	41,040	34,200	27,360	17,100	10,260			
45歳～49歳 (S47.7.2生～S52.7.1生)	48,384	40,320	32,256	20,160	12,096			
50歳～54歳 (S42.7.2生～S47.7.1生)	62,352	51,960	41,568	25,980	15,588			
55歳～59歳 (S37.7.2生～S42.7.1生)	84,096	70,080	56,064	35,040	21,024			
60歳～64歳 (S32.7.2生～S37.7.1生)	111,888	93,240	74,592	46,620	27,972			
65歳～69歳 (S27.7.2生～S32.7.1生)	151,056	125,880	100,704	62,940	37,764			
70歳 (S26.7.2生～S27.7.1生)	190,656	158,880	127,104	79,440	47,664			

保険年齢
3歳～22歳
(H11.7.2生～
R1.7.1生)

引受幹事保険会社:あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

この保険の特徴

長期療養時の補償

ケガや病気により、免責期間を超えても仕事ができない状態が続いている場合に**最長で65歳まで所得を補償**します。

* てん補期間は65歳に達した日*までとなります。ただし、免責期間の終了日の翌日からてん補期間満了日までの期間が3年に満たない被保険者については、てん補期間は3年となります。

※65歳に達した日とは、65歳の誕生日の前日をいいます。

精神障害も補償

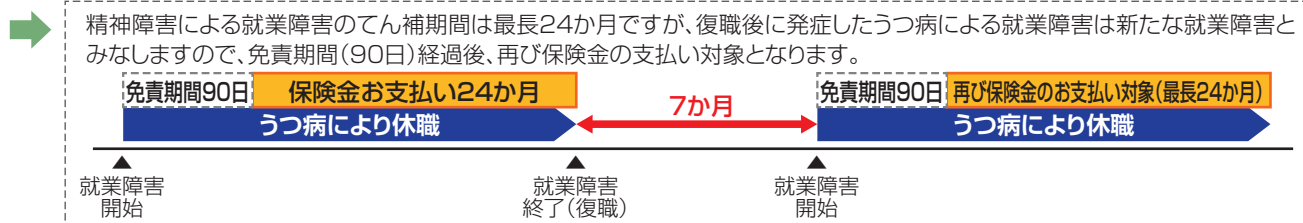
躁うつ病等の精神障害により、免責期間を超えても仕事ができない状態が続いている場合に**最長で24か月所得を補償**します(精神障害補償特約セット)。

復職後に、同一の身体障害により、再び就業障害となった場合の取扱い(精神障害補償特約)

復職期間が6か月以内の場合は、同一の就業障害とみなします。復職期間が**6か月を超える**場合は、後の就業障害は新たな就業障害とみなし、**新たに免責期間(90日)およびてん補期間(最長24か月)を適用**します。

例) うつ病による就業障害が免責期間(90日)経過後、24か月継続し保険金が支払われました。

症状が回復し復職したものの、7か月後に再びうつ病を発症し就業障害となりました。



天災によって被ったケガも補償

地震、噴火またはこれらによる津波によって被った身体障害により、免責期間を超えても仕事ができない状態が続いている場合に所得を補償します(天災危険補償特約セット)。

妊娠に伴う障害も補償

妊娠、出産、早産または流産による身体障害により、免責期間を超えても仕事ができない状態が続いている場合に所得を補償します(妊娠に伴う身体障害補償特約セット)。*女性のみセットされています。

出産(育児)休暇取得期間に就業障害となった場合の取扱い(妊娠に伴う身体障害補償特約)

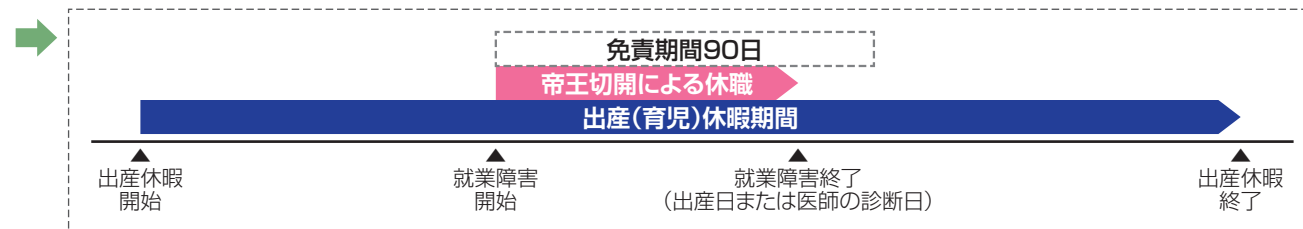
出産(育児)休暇取得期間中であっても、医師により身体障害による就業障害と診断された場合は診断日が就業障害開始日とみなします。

例1) 出産休暇取得後に妊娠悪阻(つわりが悪化した状態)として診断され、就業障害と診断されました。

出産日まで就業障害と医師が診断したため保険金が支払われました。



例2) 帝王切開手術を行い、出産日まで就業障害と医師が診断しましたが免責期間内に病状が回復したため保険金は支払われませんでした。



ただし免責期間中に症状が回復し、身体障害による就業障害でない場合は、育児休暇中などで、出社していなくても復職とみなします。(保険金のお支払いは対象外となります。)

統計データの家計調査を基にした、「世帯人員別の消費支出」の額

(注)家計調査は、毎日の家計の収入や支出を家計簿につけていただき、その結果を取りまとめ、国民生活の実態を家計の面から明らかにするために統計局が実施している調査です。調査の対象は全国の世帯にまたがっています。

単身世帯	
食費	約4.1万円
住居	約2.1万円
光熱・水道	約1.2万円
保健医療	約0.7万円
交通・通信	約1.8万円
教養・娯楽	約1.6万円
その他	約3.5万円
(注)その他には「家具・家事用品」、「被服及び履物」、「教育」及び「その他の消費支出」を含みます。	
合 計	約15万円

2人以上世帯	
食費	約8.0万円
住居	約1.7万円
光熱・水道	約2.2万円
保健医療	約1.4万円
交通・通信	約4.0万円
教養・娯楽	約2.5万円
その他	約7.9万円
(注)その他には「家具・家事用品」、「被服及び履物」、「教育」及び「その他の消費支出」を含みます。	
合 計	約27.7万円

出典：令和2年家計調査(総務省統計局)

長期間働けなくなったら、収入がいくら不足するか、実際に考えてみましょう!!

ケガや病気による就業障害により「所得喪失」状態となった場合、死亡された場合以上に経済的負担が大きくなることがあります。

健康時の収入	
■現在の基本給 = _____円	■ご家族の収入 = _____円
■超過勤務手当 = _____円	
■その他諸手当 = _____円	
合計 _____円	

※税金・保険料などが引かれたあとの「手取り額」をご記入下さい。

長期病休

家計簿	
■月々の支払	
食費	_____円
家賃・住宅ローン	_____円
光熱費	_____円
保健医療	_____円
通信費	_____円
教育費	_____円
家具・家事用品	_____円
洋服・靴	_____円
教養・娯楽	_____円
小計	_____円
■賞与での支払予定額	
	_____円
合計	_____円

休職時の収入	
■公的給付(目安)	
基本給×80%※ =	_____円
■ご家族の収入	
	_____円
合計	_____円

※傷病休職期間は基本給の80%、傷病手当金は標準報酬月額額の2/3が一定期間給付されますが、労働実績がなければ賞与は支払われない可能性があります。また、療養が長引いて長期にわたり働けなくなったり、退職せざるを得ない場合には収入が途絶えてしまうこともあり得ます。

減少後の収入では、毎月の生活費や医療費を賄えなくなるリスクがあります。

月々の保険料

● 月払保険料表＜1口＝保険金月額5万円＞

団体割引
15%適用！

口数	1口		2口		3口		4口		5口	
保険金月額	5万円		10万円		15万円		20万円		25万円	
年齢	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性
15～24歳	467円	357円	934円	714円	1,401円	1,071円	1,868円	1,428円	2,335円	1,785円
25～29歳	495円	501円	990円	1,002円	1,485円	1,503円	1,980円	2,004円	2,475円	2,505円
30～34歳	602円	671円	1,204円	1,342円	1,806円	2,013円	2,408円	2,684円	3,010円	3,355円
35～39歳	784円	972円	1,568円	1,944円	2,352円	2,916円	3,136円	3,888円	3,920円	4,860円
40～44歳	1,112円	1,327円	2,224円	2,654円	3,336円	3,981円	4,448円	5,308円	5,560円	6,635円
45～49歳	1,579円	1,867円	3,158円	3,734円	4,737円	5,601円	6,316円	7,468円	7,895円	9,335円
50～54歳	2,093円	2,360円	4,186円	4,720円	6,279円	7,080円	8,372円	9,440円	10,465円	11,800円
55～59歳	2,490円	2,535円	4,980円	5,070円	7,470円	7,605円	9,960円	10,140円	12,450円	12,675円
60～64歳	2,362円	2,163円	4,724円	4,326円	7,086円	6,489円	9,448円	8,652円	11,810円	10,815円

※年齢は令和4年1月1日時点の満年齢です。

※記載の保険料は団体割引15%を適用しています。

※精神障害補償特約、妊娠に伴う身体障害補償特約（女性のみ）、天災危険補償特約をセットしています。

※払い込みいただいた保険料のうち所定の金額については、税法上の生命保険料控除の対象となります。受け取れる保険料は非課税ですので、所得税および住民税の対象となりません。

ご加入にあたっては、加入直前12か月における平均所得額に50%以下の口数をご選択ください。就業障害発生直前の平均月間所得額を上回る部分については補償を受けられませんのでご注意ください。

平均月間所得額＝{(年間収入額)－(働けなくなったことにより支出を免れる金額)}／12か月



取扱内容

- ◆加入資格 : 町村(一部の市を含む)とその一部事務組合・広域連合および系統町村会に所属する町村長、副町村長、常勤の職員(雇用期間1年以上)で令和4年1月1日において満15歳以上満64歳以下の方。
- ◆お申込方法 : 加入をご希望の方は、加入団体の係の方に加入申込書をご請求ください。加入申込書に必要事項を記入、署名いただいたうえ、11月4日(木)までにご提出ください。
- ◆加入申込書提出先 : 加入団体の係の方
- ◆保険期間(ご契約期間) : 令和4年1月1日午後4時より1年間
- ◆保険料払込方法 : 令和4年2月22日より指定口座から引落します。(月払)
(金融機関休業日の場合翌営業日)
「収納代行会社:株式会社 日本共同システム(略:NKS)」

◆お支払いする保険金のご説明及び重要事項のご説明:

① お支払いする保険金のご説明



① https://aioinissaydowa-wpm.jp/gid/oc_glgakun2008.pdf

② 重要事項のご説明



② https://aioinissaydowa-wpm.jp/gid/ds_glkyou2008.pdf

詳しくは上記コードより、お支払いする保険金のご説明・重要事項のご説明についてのご案内をご確認ください。上記コードからご確認できない場合は取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。

「働けないリスク」について、考えた事がありますか？

町村等職員の職場は多忙!長期病休者数は増加傾向!

【公務災害認定された精神疾患等の業務負荷の類型別割合】

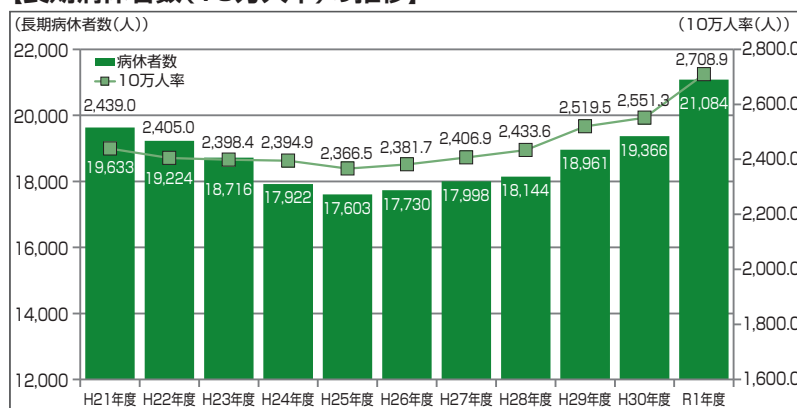
業務負荷の類別		令和元年度
1.異常な出来事への遭遇		24.1%
2.仕事の量・質	仕 事 の 内 容	7.4%
	仕 事 の 量 (勤務時間の長さ)	27.8%
	勤 務 形 態	1.8%
3.役割・地位の変化	異 動	—
	昇 任	—
4.業務の執行体制		1.8%
5.仕事の失敗、 責任問題の発生・対処	仕 事 の 失 敗	—
	不祥事の発生と対処	—
6.対人関係等の職場環境		31.5%
7.住民等の公務上での関係		5.6%
合 計		100%

＜出典：地方公務員災害補償基金 令和元年度過労死等の公務災害補償状況について＞

地方公務員の
約**100人**に
2.7人が
長期病休中です!

※地方公務員の長期病休
者数(令和元年度)は、
21,084人

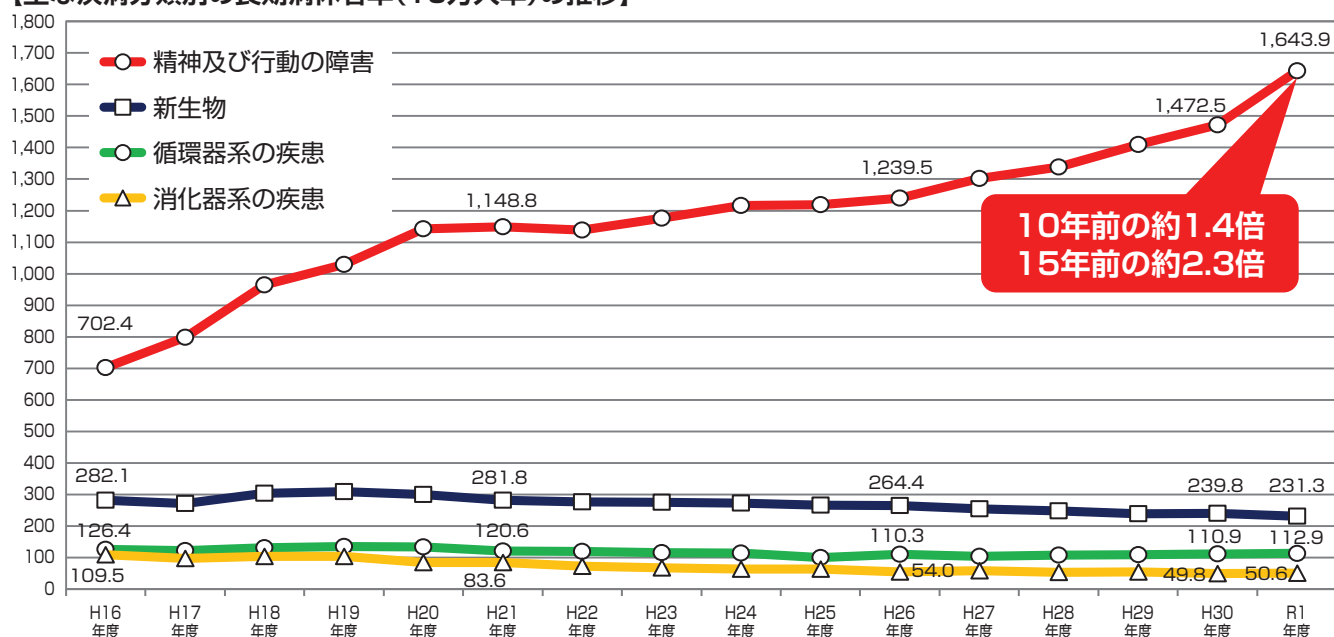
【長期病休者数(10万人率)の推移】



＜出典：一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会 地方公務員健康状況等の現況(令和元年度)の概要＞

精神及び行動の障害による長期病休者は、毎年、大幅に増加。

【主な疾病分類別の長期病休者率(10万人率)の推移】



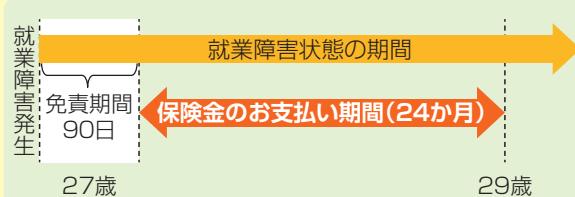
10年前の約1.4倍
15年前の約2.3倍

＜出典：一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会 地方公務員健康状況等の現況(令和元年度)の概要＞

保険金のお支払事例

Episode.1 自分自身が 精神障害に なるなんて…

咳が止まらなくなり、内科を受診すると気管支炎との診断。
薬を飲んでも症状が治らず、別の病院を受診。
心的ストレスが要因であることを指摘され、心療内科を受診。
⇒就業障害となってしまった…



任意収入補償保険に加入していると

3口加入の場合

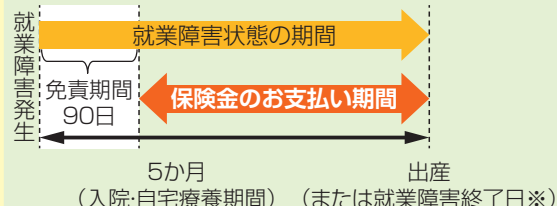
毎月15万円
お受取り

任意収入補償保険での最大受取金額

15万円×24か月＝
360万円

Episode.2 妊娠高血圧 症候群の診断…

妊婦検診を受けた際（出産予定5か月前）、妊娠高血圧症候群の診断。とくに自覚症状はなかったが、要安静、要休業との指示がでた。
⇒出産まで
就業障害となってしまった…



任意収入補償保険に加入していると

2口加入の場合

毎月10万円
お受取り

任意収入補償保険での総受取額

10万円×(5か月－免責期間90日)＝
約20万円

※身体障害による就業障害にかざります。

任意収入補償保険のご加入にあたってのご注意

任意収入補償保険

- ・ご加入内容の変更・脱退のお申出がないかぎり、ご契約は自動的に継続されます。この場合、継続後の保険料は、継続日現在の被保険者の年齢および保険料率により変更となる場合がありますのでご注意ください。またご加入範囲の年齢を超えた場合にはご継続ができませんのでご了承ください。
- （ご注意）保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。
- ・ご加入の際は、加入申込書の各項目（生年月日・性別・他の保険契約等の有無など）について正しく記入してください。
- ・事故が発生した場合は、30日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡が遅れた場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- ・他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として加入申込書に記入していただきます。正しく記入していただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。
- ・健康状態告知書質問事項の回答内容や加入申込書記載事項（生年月日・他保険加入状況・保険金請求歴等）等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

（引受幹事保険会社） あいおいニッセイ同和損害保険株式会社（分担割合76％） 公務部 営業第二課
〒103-8250 東京都中央区日本橋3-5-19日本橋本社ビル9F
TEL:03-6734-9985(平日9:00～17:00)

（非幹事保険会社） 損害保険ジャパン株式会社（分担割合20％）
日本生命保険相互会社（分担割合4％）
※実際に引受けを行う保険会社およびその分担割合は変更になる可能性があります。これらに係る確定内容を知りたい場合には、取扱代理店または引受保険会社にお問合せください。

（取扱代理店） 株式会社千里
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32
TEL:03-5157-2388

■このパンフレットは「団体長期障害所得補償保険」の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合せください。

■この保険契約は 3 社による共同保険契約であり、各引受保険会社は分担割合に応じて連帯することなく単独別個に責任を負います。引受幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行、保険金のお支払いその他の業務を行っております。

■この保険は全国町村会を保険契約者とし、全国の町村職員を加入者および被保険者とする団体長期障害所得補償保険の団体契約です。

■団体長期障害所得補償保険のご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券は保険契約者（全国町村会）に交付されます。

1 新規加入または増額される場合、「申込書兼告知書」裏面に記載の「質問事項」に対する答えが全て「いいえ」となることが必要です。

「正しく告知いただくために」を十分確認いただき、お申込みください。

2 新規加入される方は、「申込書兼告知書」を係の方へご提出ください。

また、死亡保険金受取人欄に個人名を記入し、職員(配偶者)との続柄が「その他(9)」となる方を職員(配偶者)の死亡保険金受取人とされる場合は、「死亡保険金受取人指定書」をあわせてご提出ください。

すでに加入されている方で、死亡保険金受取人を変更される場合は、「死亡保険金受取人指定書」をご提出ください。(「申込書兼告知書」での受取人変更のお取扱いはできません。)

3 この場合、死亡保険金受取人変更の効力発生日は、保険契約者(団体)が引受保険会社に「死亡保険金受取人指定書」を発送した日です。

4 その他内容の変更(脱退を含みます。)がある方は、「申込書兼告知書」をご提出ください。

5 必要事項が記入・押印されているか、ご提出前にご確認ください。内容を訂正される場合は二重線で抹消後、訂正印(申込印と同一のもの)を押印のうえ、正当内容をご記入ください。

(第1号様式の1)

全国町村等職員 任意生命保険・任意医療保険 申込書兼告知書(職員用) [団体定期保険・総合医療保険(団体型)]

931 1988 900 95060

①加入団体控

加入団体名 ○○町役場

申込締切日

効力発生日

令和3年11月4日

令和4年1月1日

脱退の場合も、押印要

2 089876500 99999

3 申込日(告知日)

令和3年10月1日

4 ゼンコク タロウ

7 【任意医療保険】

8 死亡保険金受取人

9 申込印(告知印)

5 男性(昭和) 590227

7 【任意医療保険】

8 死亡保険金受取人

9 申込印(告知印)

6 ゼンコク ハナコ

7 【任意医療保険】

8 死亡保険金受取人

9 申込印(告知印)

7 ゼンコク イチロウ

7 【任意医療保険】

8 死亡保険金受取人

9 申込印(告知印)

8 ゼンコク サトコ

7 【任意医療保険】

8 死亡保険金受取人

9 申込印(告知印)

9 男性(平成) 271104

7 【任意医療保険】

8 死亡保険金受取人

9 申込印(告知印)

10 掛金合計

5,492

7,524

13,016

11 告知欄

新規・増額のみ

チェック要

印

※当「申込書兼告知書」は記入見本用のものであり、配付されたものと内容が異なる場合があります。

※当「申込書兼告知書」は記入見本用のものであり、配付されたものと内容が異なる場合があります。

※当「申込書兼告知書」は記入見本用のものであり、配付されたものと内容が異なる場合があります。

※当「申込書兼告知書」は記入見本用のものであり、配付されたものと内容が異なる場合があります。

※当「申込書兼告知書」は記入見本用のものであり、配付されたものと内容が異なる場合があります。

※当「申込書兼告知書」は記入見本用のものであり、配付されたものと内容が異なる場合があります。

◎令和**3**年**11**月**4**日(木)までに**係の方**にご提出ください。

◎白紙の「**申込書兼告知書**」等が必要な場合は、**係の方**までご請求ください。

チェック欄	確認項目	
	任意生命保険	任意医療保険
✓	①	加入団体名を記入し、掛金払込方法を○で囲んでください。(払込方法は加入団体ごとに決まっています。)
✓	②	係の方に確認いただき、正確にご記入ください。
✓	③	「申込書兼告知書」を記入された日をご記入ください。 ※告知日として重要です。(募集期間は10/1～11/4です。)
✓	④	氏名は全てカタカナでご記入ください。
✓	⑤	性別・年号を○で囲み、生年月日をご記入ください。
✓	⑥	・配偶者・こどもも申込みされる場合、ご記入ください。 (こどもの家族区分欄はこどもの加入人数に応じて「02」「03」と順番にご記入ください。) ※夫婦ともに職員の場合は、配偶者の方も職員(本人)として別々にお申込みください。 ・配偶者・こどものみのお申込みはできませんので、ご本人さまとのセットでお申込みください。
✓	⑦	今回申込みされる加入区分・保険金額を○で囲み、掛金は払込方法に応じてP6～P8の該当箇所を参照のうえご記入ください。 ただし、保険金額は「本人≧配偶者、本人≧こども」とします。 (網掛け欄に既加入内容の印字がある場合、既加入内容の訂正は不要です。)
		今回申込みされる加入区分・入院給付金日額を○で囲み、掛金は払込方法に応じてP11・P12の該当箇所を参照のうえご記入ください。 ただし、入院給付金日額は「本人≧配偶者≧こども」とします。 (網掛け欄に既加入内容の印字がある場合、既加入内容の訂正は不要です。)
✓	⑧	職員・配偶者の死亡保険金受取人を指定し、氏名(カタカナ)・続柄コード・人数をご記入ください。
		任意医療保険のみご加入の方は、記入不要です。
✓	⑨	必ず5枚すべてに申込印を押印ください。(スタンプ印可) (職員と配偶者は別の印を押印ください。)
✓	⑩	掛金合計額をご記入ください。
✓	⑪	・新規加入・増額をご希望の方は、「申込書兼告知書」裏面の〈質問事項〉をご確認ください。 ・職員が新規加入・増額のお申込みをされる方の告知を取りまとめのうえ、新規加入・増額する全ての申込者について質問事項に対する答えが全て「いいえ」となることを確認のうえ、チェック欄にチェックください。(レ点をご記入ください。) ※質問事項に対する答えが「はい」となる方は、新規加入・増額することができません。
✓	注	内容を訂正される場合は二重線で抹消後、訂正印(申込印と同一のもの)を押印のうえ、正当内容をご記入ください。

- 加入ご希望の方は、必要事項をご記入のうえ、自署欄にフルネームで署名をいただき、ご提出ください。
- 黒いボールペンで強めにご記入ください。

任意収入補償保険(団体長期障害所得補償保険) 加入申込書

あいおいニッセイ同和損保

全国町村等職員 任意収入補償保険 加入申込書

【団体長期障害所得補償保険】

1 申込日 令和 3 年 10 月 26 日

2 電話番号(日中連絡先)

3 電話番号(勤務先)

4 入団体名

5 申込人(被保険者) 氏名 ミホン イチロウ

6 氏名(英字) 見本 一郎

7 生年 月 日 令和 3 年 9 月 1 日

8 性別 男

9 加入区分 ☒ 新規加入 ☐ 継続加入 ☐ 継続加入 ☐ 継続加入

10 加入プラン ☒ M 男 ☐ F 女

11 加入口数 5 口

★健康状態告知事項にご回答ください。

告知日 令和 3 年 9 月 1 日

質問 1 質問 2

1 2 1 2

★【他の保険契約等】

合計保険金額 万円

保険金請求歴

2021年7月承認 A21-101287

加入する場合

- 1 申込日をご記入ください。
- 2 日中連絡のとれる電話番号と職場の連絡先をご記入ください。
- 3 加入団体名をご記入ください。
- 4 加入団体の係の方にご確認いただき、正確にご記入ください。
- 5 下段 9 の※健康状態告知書質問事項回答欄の内容をご確認のうえ、フルネームでご署名ください(印鑑不可)。
- 6 生年月日と性別をご記入ください。
- 7 該当の加入区分に○をしてください。
- 8 加入プラン欄に男性の方は「M」、女性の方は「F」に○をし、加入口数欄に希望される口数をご記入ください。
- 9 本パンフレット内「健康状態告知についてのご案内」と加入申込書裏面の記入要領をご覧いただき、質問事項にご回答ください。
- 10 他の保険契約等、ご加入がある場合は指定欄にご記入ください。同種の保険契約がない方はご記入不要です。
- 11 保険金請求歴がある方は、指定欄にご記入ください。保険金を受領していない方は記入不要です。

健康状態告知書質問事項回答欄の質問1～2の質問事項に該当しない場合、ご加入いただけます。ただし質問2に該当しても、特定疾病補償対象外にてご加入いただける場合もあります。

◎加入をご希望の方は、加入団体の係の方に加入申込書をご請求ください。

提出先・申込締切日

提出先: 加入団体の係の方

申込締切日: 令和3年11月4日(木)必着

※加入申込書の控えが必要な場合は、お手数ですが各自コピーをお取りください。

記入内容を訂正する場合

訂正箇所を二重線で抹消し、フルネームで署名(訂正署名)のうえ、正しい内容をご記入ください。

10 26 見本 一郎

例) 令和3年 11月25日

預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書

預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書 (加) ダウンロード専用 TKD00123

(金融機関提出用)

取扱金融機関 御中

年 月 日

私が支払うべき料金を、次のとおり口座振替によって支払うことにしたいので、下記の事項確認のうえ依頼します。

委託者名	全国町村会 (GLTD)
(コード)	0 5 9 8 0 3 1 1

取附代行业	株式会社 日本共同システム (略称 NKS)
顧客番号	

※太線内は全てご記入願います。
※フリガナの濁点半濁点および区切り部分は、それぞれ1字分空けてください。

1 収納企業使用欄

フリガナ 契約者	ミホン イチロウ 見本 一郎	
郵便番号	フリガナ トウキョウト シブヤク エビス	
連絡先 住所	150-8488 東京都 渋谷区 恵比寿	市区町村までご記入ください
	1-28	丁目、番地、ビル名等をご記入ください
電話番号	**-****-****	

→ (市外局番) 市外局番・電話番号を左づめに記入してください

一預金口座振替規定一 (ゆうちょ銀行からの自動払込を除く)

- 銀行に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落としのうえ支払ってください。この場合、預金院または当座預金規定にかかわらず、緊急金庫、貯蓄預金等の提出または小切手の振出しはしません。
- 振替目において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額 (当座預金を利用できる範囲内の金額を含む。) をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもしつかりません。
- この契約を解約するときは、私から銀行に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期にわたる会社から請求がない等不当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、銀行はこの契約が終了したものととして取組ましてさつかえありません。
- この預金口座振替についてかたに取組がなくても、銀行の責めによる場合を除き、銀行には連絡をかけません。

銀行使用欄	(不書送却事由)	検印
	1. 預金引当なし	3. 印鑑相違
	2. 記載事項不明相違	4. その他
	(店名、預金種別、口座番号、口座名義) (備考)	印鑑照合
		受付印

この預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書に不備がありましたら、下記へご返送ください。

160-0023 東京都新宿区西新宿7-11-18 711ビル
株式会社 日本共同システム

振替日(払込日)	22日 (金融機関休業日の場合翌営業日)
振替開始日(払込開始日)	請求書が初めて取扱店に到着した日以降の最初の振替日

※フリガナ欄(ゆうちょ銀行からの自動払込を除く)
株式会社(一) 有限会社(二)
合資会社(三)
但し社名のあとになる場合は、
(カ) (ニ) (シ)

フリガナ 預金者 口座名義	ミホン イチロウ 見本 一郎	
---------------------	-------------------	--

3 金融機関
お届け印
(見本)

フリガナ ゆうちょ 銀行以外の 金融機関	エビス えびす		エビス 恵比寿	支店
金融機関 コード	****	支店コード	****	預金種目 ①普通 2. 当座 口座番号 (右詰で記入) 0012345

ゆうちょ 銀行	種目コード 1 6 6 契約種別コード 3 0 記号 1 **** 0 番号 (右詰で記入) 00123456
払込先口座番号	00130-8-90564
払込先加入者名	株式会社 日本共同システム

ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

20,000 (18.02) T

振替コード F N31

依頼・利用する場合

- | | |
|---|---|
| 1 | 加入者の氏名・連絡先
加入者ご本人の氏名・住所・電話番号を
ご記入ください。 |
| 2 | 預金者口座名義
通帳に表示されているお名義すべてを
ご記入ください。 |
| 3 | 印鑑
金融機関お届け印を鮮明に押印くださ
い。 |
| 4 | 金融機関
どちらかをご記入ください。 |

(注)フリガナは _____

- 左詰めでご記入ください。
- 姓と名の間を1字空けてください。
- カタカナ、アルファベットにもフリガナをご記入ください。

任意收入補償保険

ゆうちょ銀行以外の金融機関指定の場合

支店コード：通帳に記載の店番号[3桁]をご記入ください。
預金種目：普通・当座以外はご利用できません。
口座番号：「右づめ」でご記入し、左部分は空欄になる場合、
「0」…ゼロをご記入ください。
ハイフンは抜いてご記入ください。

ゆうちょ銀行指定の場合

通 帳 記 号 : 通帳記載のとおり「左づめ」でご記入ください。
通 帳 番 号 : 「右づめ」でご記入し、左部分は空欄になる場合、
「0」…ゼロをご記入ください。

**NKS口座振替
お取り扱い金融機関**

都市銀行 全行
地方銀行 全行
第二地方銀行 全行
信託銀行 4行(三菱UFJ・みずほ・三井住友・SMBC)

信用金庫 全金庫 ゆうちょう銀行 全店
労働金庫 全金庫 信用組合 一部取扱不可・
農協 全農協 お申込み先へお問合わせく
商工中金 全支店 ださい。

(注)お取り扱いしていない主な金融機関:

農林中央金庫 漁業協同組合 PayPay銀行 セブン銀行 ソニー銀行 楽天銀行 住信SBIネット銀行 auじぶん銀行 イオン銀行
大和ネクスト銀行 ローソン銀行 オリックス(信託)銀行 新生銀行 あおぞら銀行 SBJ銀行 シティバンクを含む外国銀行
GMOあおぞらネット銀行

任意生命保険 取扱内容

加入資格

■以下の加入資格の他、新規加入・増額される場合には「申込書兼告知書」裏面に記載の質問事項に対する答えが全て「いいえ」となる必要があります。

以下の年齢は令和4年1月1日現在の年齢です。

《職員》 町村（一部の市を含む）、あるいは町村（一部の市を含む）の一部事務組合・広域連合、系統町村会に所属する次の方で、年齢14歳6カ月超65歳6カ月以下の方。（S31.7.2生～H19.7.1生まれの方）

- ・ 町村長、副町村長、常勤の職員および公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき派遣される職員。
- ・ 系統町村会その他町村関係団体の常勤の職員。

《配偶者》 職員の配偶者の方で、年齢満16歳以上65歳6カ月以下の方。（S31.7.2生～H18.1.1生まれの方）

《こども》 職員の扶養するこどもで、年齢2歳6カ月超22歳6カ月以下の方。（H11.7.2生～R1.7.1生まれの方）
ただし、加入資格のあるこどもが2名以上いる場合は、全員ご加入ください。この場合、保障額は同一となります。

※こどもとは次のいずれかに該当する子をいいます。
（健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します。）

1. 職員の子で主としてその職員により生計を維持している者
2. 職員の配偶者の子で職員と同一の世帯に属し、主として職員により生計を維持している者（職員の配偶者がすでに死亡しているときを含みます。）

【在職者の更新年齢限度】

職員・配偶者の方は年齢85歳6カ月まで、こどもは年齢22歳6カ月まで更新できます。

（職員・配偶者：S11.7.2以降生まれの方）

（こども：H11.7.2以降生まれの方）

【退職後の制度】

《退職者継続加入制度》

任意生命保険に加入されていた職員・配偶者の方は、退職後も「任意生命保険 退職者継続加入制度」に年齢75歳6カ月まで継続加入できます。（S21.7.2以降生まれの方）

ただし、配偶者のみで継続加入することはできません。

本人が令和3年1月1日以降に加入団体を退職後、令和3年12月31日まで任意生命保険に引き続き加入中である場合、そのこどもは令和3年12月31日までの加入となります。

※本人が退職後、本人・配偶者・こどもの新規加入・増額はできません。

※詳細は係の方までお問合せください。

（ご注意）

- ①一旦加入すれば、その後病気になられても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。
- ②職員としての加入資格を有する配偶者は、職員としてご加入ください。（同一人が職員、配偶者の二つの資格で二重に加入することはできません。）
- ③配偶者・こどものみで加入することはできません。
- ④配偶者・こどもは、職員と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。
- ⑤保険期間中に職員が死亡または脱退された場合は、配偶者・こどもも自動的に脱退となります。
- ⑥職員が上記加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。
ただし、所定の条件のもと手続きいただいた場合、上記【退職後の制度】のとおり継続加入いただくことができます。
※被保険者の氏名変更やご家族の異動等の場合には、すみやかに係の方へお知らせください。

保険期間

■保険期間は令和4年1月1日～令和4年12月31日までです。

以降は毎年1月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。

この保険契約から脱退いただく場合

■職員（主たる被保険者）が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中であってもその日にこの保険契約から脱退となります。（脱退手続きが必要です。）

※所定の条件のもとお手続きいただいた場合、継続加入いただくことができます。詳細は係の方までお問合せください。

■配偶者・こどもが加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日、こどもは次の①または③に定める日にこの保険契約から脱退となります。

- ①職員の脱退日・死亡日、職員について高度障がい保険金が支払われた場合には、職員が高度障がい状態に該当された日
- ②加入資格を失われた日
- ③更新日にこどもが加入資格を失われている場合はその更新日の前日

■この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

■脱退後の保障を必要とされる方は、2年を超えて継続して被保険者であった場合、所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して個人保険に加入できます。詳細は、申込締切日までに係の方までお問合せください。

受取人

■職員の死亡保険金・災害保険金受取人は、職員の配偶者・こども・孫・父母・祖父母・兄弟姉妹から選択できます。

■配偶者の死亡保険金・災害保険金受取人は、職員（主たる被保険者）・こども・孫・父母・祖父母・兄弟姉妹から選択できます。

■職員および配偶者の高度障がい保険金・災害高度障がい保険金受取人は被保険者ご自身、こどもの死亡保険金・高度障がい保険金・災害保険金・災害高度障がい保険金受取人は職員（主たる被保険者）です。

配当金

■1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。

配当金のお受取りがある場合、実質負担額（年間払込掛金から配当金を控除した金額）が軽減されます。

■脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。

保険金の
年金受取り

保険金請求の際、受取人の希望により、保険金の全部または一部を年金基金として設定し、年金として受取ることを選択いただくことができます。

※こどもを被保険者とする保険金は対象外です。

※年金基金として設定する保険金が少額の場合のほか、保険金請求時の金融経済情勢等によっては、保険金を年金として受取ることを選択いただくことができません。

年金受取りに関する詳細については、団体に備付けの「年金受給のしおり」を必ずご確認ください。

年金の種類	種類	確定年金	保証期間付終身年金
	受取期間	5年、10年、15年	終身(保証期間15年)
年金の型		定額型・逓増型(年5%の単利)	定額型
年金受取り		以下のいずれかを選択 (1)年1回受取り (2)年2回受取り(6カ月ごと) (3)年4回受取り(3カ月ごと)	
年金受取開始日		以下のいずれかを選択 (2月1日、5月1日、8月1日、11月1日)	
年金受取人が死亡された場合		残存受取期間の未払年金の現価を年金受取人の相続人にお支払いします。(保証期間付終身年金は、保証期間中に死亡された場合、残存保証期間に対応する未払年金現価を年金受取人の相続人にお支払いします。)	

■年金年額が30万円未満となる場合は、年金でのお受取りはできません。(一時金でのお受取りとなります。)

■年金受取方法を年2回受取り、または年4回受取りとする場合、年金年額40万円以上での設定が必要となります。

■保証期間付終身年金は、第1回年金受取時の年金受取人の方が年齢39歳6カ月超の場合のみ選択可能です。

〈掛金〉

■主契約およびこども特約の実質掛金(掛金から配当金を控除した金額)は、一般生命保険料控除の対象です。

※この保険契約には新生命保険料控除制度が適用され、(こども)災害割増特約の実質掛金は、生命保険料控除の対象外となります。

生命保険料控除の詳細は、以下のニッセイのホームページをご参照ください。

(<https://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshirase/hokenryokojo/>)

※一般生命保険料控除の対象となる実質掛金については、年末調整・確定申告時に控除証明書等にて必ずご確認ください。

※当任意生命保険以外に一般生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した保険料に基づき計算されます。当任意生命保険のみの掛金に基づき計算されるわけではありません。

〈保険金〉

■死亡保険金・災害保険金

《職員》

相続税の課税対象となりますが、法定相続人が受取人の場合、職員死亡時の保険金(法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額)に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。

《配偶者・こども》

職員(主たる被保険者)が受取人の場合、死亡保険金・災害保険金は一時所得として所得税および住民税の課税対象となります。

職員(主たる被保険者)以外が受取人の場合、死亡保険金・災害保険金は、贈与税の課税対象となる場合があります。

■高度障がい保険金・災害高度障がい保険金・・・被保険者が受取人の場合、非課税です。

〈年金〉

■年金・・・(公的年金等以外の)雑所得として所得税および住民税の課税対象です。

課税対象額=(年金年額+年金開始後配当金)－必要経費※

※必要経費= $\frac{\text{年金年額} \times \text{年金基金充当金}}{\text{年金お支払見込総額} - \text{除配当金}}$

*税務の取扱い等について、令和3年2月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。

今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。

個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。

税務上の
お取扱い

保険金のお支払事由

保険期間中の死亡や、加入日(*1)以後の傷害または疾病によって、所定の高度障がい状態に該当された場合は、以下の保険金が支払われます。

【死亡保険金】

被保険者が保険期間中に死亡された場合、死亡保険金をお支払いします。

【高度障がい保険金】

被保険者がこの保険契約への加入日(*1)以後の傷害または疾病によって、保険期間中に、下表(*2)に定める高度障がい状態のいずれかになられた場合、高度障がい保険金をお支払いします。

なお、上記によって高度障がい保険金が支払われた場合には、この保険契約のその被保険者に対する部分は、高度障がい状態になられた時に消滅したものととして取扱います。

したがって、高度障がい保険金と死亡保険金は重複してはお支払いしません。

この保険には「災害割増特約」が付保されており、不慮の事故による死亡・所定の高度障がい状態に対しては、つぎのとおり保険金が支払われます。

【災害保険金】

被保険者が、災害割増特約への加入日(*1)以後に発生した不慮の事故(*3)による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内で、かつ、保険期間中に死亡された場合、またはこの特約への加入日(*1)以後に発病した所定の感染症(*4)を直接の原因として保険期間中に死亡された場合、災害保険金をお支払いします。

【災害高度障がい保険金】

被保険者が、災害割増特約への加入日(*1)以後に発生した不慮の事故(*3)による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内で、かつ、保険期間中に下表(*2)に定める高度障がい状態のいずれかになられた場合、またはこの特約への加入日(*1)以後に発病した所定の感染症(*4)を直接の原因として下表(*2)に定める高度障がい状態のいずれかになられた場合、災害保険金額と同額の災害高度障がい保険金をお支払いします。

災害保険金の支払後に、災害高度障がい保険金の請求を受けても、引受保険会社は、これをお支払いしません。

(*1) その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。

(*2) 対象となる「高度障がい状態」とは以下のものをいいます。

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

～高度障がい状態に関する補足説明～

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 眼の障がい(視力障がい)

(1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。

(2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。

(3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障がいは視力を失ったものとはみなしません。

3. 言語またはそしゃくの障がい

(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。

① 語音構成機能障がいで、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合

② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合

③ 声帯全部のてき出により発音が不能の場合

(2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

4. 上・下肢の障がい

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においては股関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

(*3) 詳細は、以下のニッセイのホームページをご参照ください。

(<https://www.nissay.co.jp/hojin/oshirase/hokinuketori/>) 保険金・給付金のお受取りについて

(*4) 所定の感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中以下のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

分類項目

コレラ、腸チフス、パラチフスA、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、ペスト、ジフテリア、急性灰白髄炎(ポリオ)、ラッサ熱、クリミア・コンゴ(Crimean-Congo)出血熱、マールブルグ(Marburg)ウイルス病、エボラ(Ebola)ウイルス病、痘瘡、重症急性呼吸器症候群(SARS)(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りません。)

(注) 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年1月28日政令第11号)において指定感染症として定められた新型コロナウイルス感染症を含みます。

保険金をお支払いしない場合等 (詳細)

【各保険金については、つぎのいずれかによるとき】

①死亡保険金・高度障がい保険金

- 保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、保険金をお支払いしません。
 - ・被保険者の自殺。ただし、その被保険者がそのご加入(*1)日から起算して1年を超えて継続して被保険者であった場合には、保険金をお支払いします。
 - ・保険契約者・被保険者の故意。
 - ・保険金受取人の故意。ただし、その保険金受取人が保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の保険金受取人にお支払いします。
 - ・戦争その他の変乱。(*2)

②災害保険金・災害高度障がい保険金

- 災害保険金、災害高度障がい保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、これらの保険金をお支払いしません。
 - ・保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき。
 - ・災害保険金の受取人または災害高度障がい保険金の受取人の故意または重大な過失によるとき。ただし、その者が災害保険金の一部の受取人または災害高度障がい保険金の一部の受取人であるときは、引受保険会社はその残額をその他の受取人にお支払いします。
 - ・被保険者の犯罪行為によるとき。
 - ・被保険者の精神障がいの状態を原因とする事故によるとき。
 - ・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき。
 - ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき。
 - ・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき。
 - ・地震、噴火または津波によるとき。(*3)
 - ・戦争その他の変乱によるとき。(*3)

・高度障がい保険金・災害保険金・災害高度障がい保険金についての注釈

- 高度障がい保険金、災害保険金、災害高度障がい保険金のお支払いは、その原因となる傷病や不慮の事故等がご加入(*1)時以後に生じた場合に限りま。す。(原因となる傷病や不慮の事故等がご加入(*1)時前に生じていた場合には、お支払事由に該当しません。)したがって、原因となる傷病や不慮の事故等がご加入(*1)時前に生じていた場合には、過去の傷病歴(傷病名、治療期間等)、おからだの状態等について告知いただいているかどうかにかかわらず、これらの保険金はお支払対象となりません。

③すべての保険金

次の場合には、保険金をお支払いせず、ご加入も継続できません。

【告知義務違反によるとき】

ご加入(*1)のお申込みの際に保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは事実でないことを告げ、保険契約の全部またはその被保険者のご加入(*1)部分が解除されたとき。ただし、支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことが証明された場合には、保険金をお支払いします。

【詐欺による取消(*4)の場合】

- 保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消となることがあります。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

【不法取得目的による無効(*4)の場合】

- 保険契約者または被保険者が保険金を不法に取得する目的もしくは他人に保険金を不法に取得させる目的をもってこの保険契約の締結・被保険者の加入等を行った場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を無効とし、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

【保険契約が失効(*4)した場合】

- 保険契約者から掛金の払込みがなく、この保険契約が効力を失ったとき。

【重大事由による解除(*4)の場合】

- 次のような事由に該当した場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を解除することがあります。(以下の③の事由にのみ保険金受取人だけが該当した場合で、複数の保険金受取人のうちの一部の保険金受取人が以下の③の事由に該当したときに限り、保険金のうち、その保険金受取人にお支払いすることとなっていた保険金を除いた額を、他の保険金受取人にお支払いします。)

- ①保険契約者、被保険者(死亡保険金の場合は被保険者を除きます。)または保険金受取人が、保険金(死亡保険金の場合は、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。)を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき。
- ②この保険契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があったとき。
- ③保険契約者、被保険者または保険金受取人が、次の(ア)～(オ)のいずれかに該当するとき。
 - (ア)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (イ)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (ウ)反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ)反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
 - (オ)その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- ④上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき。

(*1)保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」と読替えます。

(*2)ただし、戦争その他の変乱によって支払事由に該当された被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いし、または保険金を削減してお支払いします。

(*3)ただし、地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によって支払事由に該当された被保険者の数の増加が、災害割増特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、これらの保険金の全額をお支払いし、またはその金額を削減してお支払いします。

(*4)解除、取消、無効または失効の場合、ご加入を継続できません。

任意生命保険 取扱内容

保険金のご請求について

- 保険金のお支払事由が生じたときは、すみやかに係の方へご連絡ください。
 - 請求書類は、加入団体に用意してあります。係の方を経由して当社〔日本生命保険相互会社〕へご提出ください。
 - 請求書類は、次のとおりです。なお、状況に応じてこれ以外の書類を提出いただく場合や必要書類を省略いただける場合がございますので、係の方にお問合せください。
 - ・当社所定の「請求書」
 - ・当社所定の「死亡証明書」または一般の「死亡診断書(死体検案書)」(ご加入日(増額・復活)から1年経過後に死亡保険金のお支払事由が発生した場合は、「死亡証明書」「死亡診断書(死体検案書)」のコピーでもお取扱いいたします。)<死亡のとき>
(ご請求内容によっては、省略が可能な場合がありますので、係の方にお問合せください。)
 - ・当社所定の「障がい診断書」<(災害)高度障がいのとき>
 - ・不慮の事故の場合…当社所定の「事故状況報告書」<災害保険金・災害高度障がい保険金請求のとき>
 - ・交通事故の場合…当社所定の「事故状況報告書」・自動車安全運転センター発行の「交通事故証明書の写し」<災害保険金・災害高度障がい保険金請求のとき>
 - ・受取人の本人確認書類
(ご請求内容によっては、省略が可能な場合がありますので、係の方にお問合せください。)
 - ・受取人のマイナンバー確認書類<死亡のとき>
 - ・被保険者の除籍済住民票(死亡の記載があるもの)<死亡のとき>
 - ・当社所定の「代表受取人選定に関する申出書」<保険金受取人が2名以上の場合>
 - ・その他確認資料……死亡保険金の受取人が特定の個人に指定されていない場合等に必要となることがありますので、係の方にお問合せください。
 - ・住民票、印鑑証明書等の公的証明書は、原本以外にコピーでもお取扱いいたします。
- <ご注意>
- ・保険金のご請求内容等の確認のため、当社職員または当社で委託した者が、契約者・被保険者・受取人・被保険者を診療した医師等に、病状や診療状況等を照会・確認させていただくことがあります。
(上記照会・確認を妨げたり応じられなかったときは、当社はその間は保険金をお支払いできません。)
 - ・保険金の請求は、支払事由発生時から3年間請求がないときには、時効により消滅します。ただし、請求権が時効により消滅した場合も、請求が認められる場合がありますので、係の方を経由して、当社〔日本生命保険相互会社〕へご照会ください。

制度運営および引受保険会社

- 当制度は全国町村会が生命保険会社と更新時点の約款に基づき締結した年金払特約付こども特約付災害割増特約付こども災害割増特約付団体定期保険契約に基づいて運営します。
 - この団体定期保険契約は以下の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。各ご加入者(被保険者)の加入保険金額について、引受保険会社はそれぞれの引受割合(令和3年2月26日現在)に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。
なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。
- 【引受保険会社】
- 日本生命保険相互会社(68%)〔事務幹事会社〕
 - 第一生命保険株式会社(18%)
 - 大樹生命保険株式会社(7%)
 - 富国生命保険相互会社(5%)
 - 明治安田生命保険相互会社(1%)
 - 住友生命保険相互会社(1%)

■この保険契約は、全国町村会(以下、本会といいます。)を保険契約者とし、町村(以下、一部市を含みます。)あるいは町村の一部事務組合・広域連合、系統町村会等(以下、加入団体といいます。)の所属員とその配偶者・子どもを加入対象者とする企業保険です。

そのため、この保険契約の運営にあたっては、本会・都道府県町村会ならびに加入団体は加入対象者の個人情報(氏名・性別・生年月日・健康状態等)を取扱い、本会がこの保険契約を締結した引受保険会社(共同引受会社を含みます。以下同じ。)へ提出します。

本会・都道府県町村会ならびに加入団体は、この保険契約の運営において入手する個人情報(個人番号を除く)を、この保険契約の事務手続きのために使用します。

■引受保険会社は受領した個人情報(個人番号を除く)を各種保険の引受け・継続・維持管理、保険金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、本会・都道府県町村会ならびに加入団体および他の引受保険会社等へその目的の範囲内で提供します。

■また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き本会・都道府県町村会ならびに加入団体および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。

なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。

(注) 保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のみに使用します。

死亡保険金受取人の個人情報の取扱いについて

指定された死亡保険金受取人(以下、受取人といいます。)の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、受取人にその旨を説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

<日本生命保険相互会社(事務幹事会社)からのお知らせ>

日本生命保険相互会社では、お客様の個人情報を正確かつ最新のものにするために、業務上必要な範囲内で適切な措置を講じます。また、お客様の個人情報への不正なアクセスや漏洩、滅失、き損の防止その他お客様の個人情報の安全管理のために必要かつ適切と考えられる対策を講じます。

<「障がい」の表記>

当パンフレット(任意生命保険部分)では、「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。

任意医療保険 取扱内容

加入資格

■以下の加入資格の他、新規加入・増額される場合には「申込書兼告知書」裏面に記載の質問事項に対する答えが全て「いいえ」となる必要があります。

以下の年齢は令和4年1月1日現在の年齢です。

《職員》 町村(一部の市を含む)、あるいは町村(一部の市を含む)の一部事務組合・広域連合、系統町村会に所属する次の方で、年齢14歳6カ月超65歳6カ月以下の方。(S31.7.2生～H19.7.1生まれの方)

・ 町村長、副町村長、常勤の職員および公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき派遣される職員。

・ 系統町村会その他町村関係団体の常勤の職員。

《配偶者》 職員と生計を一にする配偶者の方で、年齢満16歳以上65歳6カ月以下の方。(S31.7.2生～H18.1.1生まれの方)

《子ども》 職員と生計を一にする子どもで、年齢2歳6カ月超22歳6カ月以下の方。(H11.7.2生～R1.7.1生まれの方)

ただし、加入資格のある子どもが2名以上いる場合は、全員ご加入ください。

この場合、入院給付金日額は同一となります。

【在職者の更新年齢限度】

職員・配偶者の方は年齢75歳6カ月まで、子どもは年齢22歳6カ月まで更新できます。

※配偶者・子どもは職員と生計を一にする方です。

(職員・配偶者：S21.7.2以降生まれの方)

(子ども：H11.7.2以降生まれの方)

【退職後の制度】

《退職者継続加入制度》

任意医療保険に加入されていた職員・配偶者の方は、退職後も「任意医療保険 退職者継続加入制度」に年齢75歳6カ月まで継続加入できます。(S21.7.2以降生まれの方)

ただし、配偶者のみで継続加入することはできません。

本人が令和3年1月1日以降に加入団体を退職後、令和3年12月31日まで任意医療保険に引き続き加入中である場合、

その子どもは令和3年12月31日までの加入となります。

※本人が退職後、本人・配偶者・子どもの新規加入・増額はできません。

※詳細は係の方までお問合せください。

(ご注意)

①一旦加入すれば、その後病気になられても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。

②職員としての加入資格を有する配偶者は、職員としてご加入ください。(同一人が職員、配偶者の二つの資格で二重に加入することはできません。)

③配偶者・子どものみで加入することはできません。

④配偶者は職員と同額もしくはそれ以下、子どもは職員(配偶者も加入する場合は配偶者)と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。

⑤保険期間中に職員が死亡または脱退された場合は、配偶者・子どもも自動的に脱退となります。

⑥職員が上記加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。

ただし、所定の条件のもと手続きいただいた場合、上記【退職後の制度】のとおり継続加入いただくことができます。

※被保険者の氏名変更やご家族の異動等の場合には、すみやかに係の方へお知らせください。

保険期間

■保険期間は令和4年1月1日～令和4年12月31日までです。

以降は毎年1月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。

この保険契約から脱退いただく場合

■職員(主たる被保険者)が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中であってもその日にこの保険契約から脱退となります。(脱退手続きが必要です。)

※所定の条件のもとお手続きいただいた場合、継続加入いただくことができます。詳細は係の方までお問合せください。

■配偶者・子どもが加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日、子どもは次の①または③に定める日にこの保険契約から脱退となります。

①職員の脱退日・死亡日

②加入資格を失われた日

③更新日に子どもが加入資格を失われている場合はその更新日の前日

■この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

受取人

■職員(主たる被保険者)・配偶者・子どもの入院給付金・入院療養給付金・手術給付金・放射線治療給付金の受取人は職員(主たる被保険者)です。

配当金

■1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。

配当金のお受取りがある場合、実質負担額(年間払込掛金から配当金を控除した金額)が軽減されます。

■脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。

給付金のお支払事由

【入院給付金】

- ・お支払いは、被保険者が保険期間中に次の①または②に定める入院をされた場合にかぎります。
 - ①加入日(*)以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として、1泊2日以上継続して入院をされた場合
 - ※お支払いの対象となる入院は、治療を目的として医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設に入院をされた場合にかぎります。
 - ②骨髓幹細胞の採取術を直接の目的として、1泊2日以上継続して入院をされた場合
 - ※総合医療保険(団体型)への加入日(*)からその日を含めて1年経過後の入院にかぎるものとし、その入院中に骨髓幹細胞の採取術を受けられることを要します。ただし、新医療保障保険(団体型)から総合医療保険(団体型)への継続加入者については、当該継続加入日からその日を含めて1年以内の骨髓幹細胞の採取術のための入院であってもお支払対象となります。(この場合、継続加入時における新医療保障保険(団体型)または総合医療保険(団体型)の入院給付金日額のいずれか低い金額が限度となります。)
 - ※お支払いの対象となる入院は、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設に入院をされた場合にかぎります。
- (*)その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。
 - 以下「加入日(*)」については同じ内容を表しています。
- ・お支払いは、1回の入院について124日、通算して1,095日を限度とします。
 - ※お支払限度については、更新前後のお支払日数を通算します。
- ・複数回の入院をされた場合、以下のようにお取扱いいたします。
 - 入院給付金のお支払事由に該当する入院を2回以上された場合、それぞれの入院の原因にかかわらず、それらの入院を1回の入院とみなし、お支払日数の限度を適用します。ただし、入院給付金をお支払いすることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については新たな入院とみなします。

【入院療養給付金】

- ・お支払いは、入院給付金をお支払いする入院をされた場合にかぎります。
- ・すでに入院療養給付金のお支払事由に該当している場合には、入院療養給付金をお支払いすることとなった最終の入院が開始された日からその日を含めて180日経過後に新たに開始された入院がお支払いの対象となります。
- ・お支払いは、通算30回を限度とします。
 - ※お支払限度については、更新前後のお支払回数を通算します。

【手術給付金(20倍)】

- ・お支払いは、被保険者が保険期間中、かつ1泊2日以上継続した入院中に次の①または②に定める手術を受けられた場合にかぎります。
 - ①加入日(*)以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として、所定の手術を受けられた場合
 - ※お支払いの対象となる手術は、治療を目的とし、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設における手術にかぎります。
 - ②骨髓幹細胞の採取術を受けられた場合
 - ※総合医療保険(団体型)への加入日(*)からその日を含めて1年経過後に受けられた骨髓幹細胞の採取術であることを要します。ただし、新医療保障保険(団体型)から総合医療保険(団体型)への継続加入者については、当該継続加入日からその日を含めて1年以内に受けられた骨髓幹細胞の採取術であってもお支払対象となります。(この場合、継続加入時における新医療保障保険(団体型)または総合医療保険(団体型)の入院給付金日額のいずれか低い金額が限度となります。)
 - ※お支払いの対象となる手術は、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設における手術にかぎります。
- ・同一の日に複数回の手術を受けられた場合には、1つの手術についてのみがお支払いの対象となります。

【手術給付金(5倍)】

- ・お支払いは、被保険者が保険期間中、かつ外来または日帰り入院中に、次の①または②に定める手術を受けられた場合にかぎります。
 - ①加入日(*)以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として、所定の手術を受けられた場合
 - ※お支払いの対象となる手術は、治療を目的とし、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設における手術にかぎります。
 - ②骨髓幹細胞の採取術を受けられた場合
 - ※総合医療保険(団体型)への加入日(*)からその日を含めて1年経過後に受けられた骨髓幹細胞の採取術であることを要します。ただし、新医療保障保険(団体型)から総合医療保険(団体型)への継続加入者については、当該継続加入日からその日を含めて1年以内に受けられた骨髓幹細胞の採取術であってもお支払対象となります。(この場合、継続加入時における新医療保障保険(団体型)または総合医療保険(団体型)の入院給付金日額のいずれか低い金額が限度となります。)
 - ※お支払いの対象となる手術は、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設における手術にかぎります。
- ・同一の日に複数回の手術を受けられた場合には、1つの手術についてのみがお支払いの対象となります。この場合、手術給付金(20倍)をお支払いするときは、手術給付金(5倍)のお支払いはいたしません。
- ・お支払いは、通算30回を限度とします。
 - ※お支払限度については、更新前後のお支払回数を通算します。

【放射線治療給付金】

- ・お支払いは、加入日(*)以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として、保険期間中に所定の施術を受けられた場合にかぎります。
- ・お支払いの対象となる施術は、治療を目的とし、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設における施術にかぎります。
- ・すでに放射線治療給付金のお支払事由に該当している場合、放射線治療給付金をお支払いすることとなった最後の施術日からその日を含めて60日経過後に受けられた施術がお支払いの対象となります。

(ご注意)

○給付金をお支払いできないことがあります。お支払いに関する詳細は「ご加入のみなさまへ」をご覧ください。

任意医療保険 取扱内容

給付金のご請求について

■入院給付金・入院療養給付金・手術給付金・放射線治療給付金のお支払事由が生じたときは、すみやかに係の方へご連絡ください。

■請求書類は、加入団体に用意してあります。係の方を経由して当社（日本生命保険相互会社）へご提出ください。

■請求書類は、次のとおりです。なお、状況に応じてこれ以外の書類を提出いただく場合や必要書類を省略いただける場合がございますので、係の方にお問合せください。

- 当社所定の「給付金請求書」
- 当社所定の「入院・手術・3大疾病等診断書（証明書）」

ただし、入院給付金または手術給付金を請求する際に、次のいずれにも該当する場合、「入院・手術・3大疾病等診断書（証明書）」に代わり、「治療内容報告書」と「領収証のコピー」をあわせて提出いただくことで請求いただけます。

- ①入院給付金を請求いただく場合
 - ・入院日数が30日以下または給付金額が10万円以下であること。
 - ・すでに退院していること。
 - ・病気による入院の場合、ご加入（増額）から2年経過後の入院であること。
- ②手術給付金を請求いただく場合
 - ・受けられた手術が1回のみであること。
 - ・1枚の領収証に1回分の手術料が算定され、医科診療報酬点数（手術料）の記載があること。
 - ・病気による手術の場合、ご加入（増額）から2年経過後の手術であること。

<以下の場合は当社所定の「入院・手術・3大疾病等診断書（証明書）」のご提出が必要です。>

- ・先進医療または放射線治療を受けられた場合。
- ・労災保険や自賠責保険等の対象となり領収証に手術料の記載がない（健康保険の対象外）が、医科診療報酬点数表で手術料の算定対象として列挙されている手術を受けられた場合。

※なお、提出いただいた『治療内容報告書』にて、お支払可否が判断できない場合は、当社所定の「入院・手術・3大疾病等診断書（証明書）」を提出いただく場合があります。

<不慮の事故を原因とする場合>

- 当社所定の「事故状況報告書」
- 交通事故による場合、自動車安全運転センター発行の「交通事故証明書の写し」（ただし、入院給付金のみのご請求で入院日数20日未満かつ退院後の請求の場合は省略可）

<海外の病院または診療所の場合>

- 現地病院で発行された当社所定の「入院・手術等診断書（証明書）（海外用）」（診断書の翻訳文も添付願います。）
※翻訳文については団体名・団体印、または翻訳者の署名・押印・勤務先（役職）等【団体従業員・日本大使館職員等】を記載したもの。
（注）治療内容報告書でのお取扱いはいできません。

<ご注意>

- ・ご請求があった場合で、当社が必要と認めたときには詳細な事実の確認（医療機関への確認を含みます。）をさせていただきます。
- ・給付金を請求する権利は、3年間請求がないときには、時効により消滅します。ただし、請求権が時効により消滅した場合も、請求が認められる場合がありますので、係の方を経由して、当社（日本生命保険相互会社）へご照会ください。

<掛金>

■この保険契約には新生命保険料控除制度が適用され、実質掛金（掛金から配当金を控除した金額）は、介護医療保険料控除の対象です。

※生命保険料控除の詳細は、以下のニッセイのホームページをご参照ください。
（<https://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshirase/hokenryokojo/>）

※介護医療保険料控除の対象となる実質掛金については、年末調整・確定申告時に控除証明書等にて必ずご確認ください。

※当任意医療保険以外に介護医療保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した保険料に基づき計算されます。当任意医療保険のみの掛金に基づき計算されるわけではありません。

<給付金>

■入院給付金・入院療養給付金・手術給付金・放射線治療給付金は、主たる被保険者が受取人の場合、非課税です。

*税務の取扱い等について、令和3年2月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。
今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。
個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。

税 務 上 の お 取 扱 い

法令等の改正に伴う変更

■この保険契約のお支払事由、保険料その他この保険契約の内容（以下、「お支払事由等」といいます。）にかかわる法令等の改正による公的医療保険制度等の改正があり、その改正がこの保険契約のお支払事由等に影響を及ぼすと引受保険会社が認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この保険契約のお支払事由等を変更することがあります。

制度運営および引受保険会社

■当制度は全国町村会が生命保険会社と更新時点の約款に基づき締結した家族特約付総合医療保険（団体型）契約に基づいて運営します。

【引受保険会社】 日本生命保険相互会社

制度内容の変更

■全国町村会の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付保特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

個人情報の取扱いに関する 全国町村会と 引受保険会社 からのお知らせ

■この保険契約は、全国町村会(以下、本会といいます。)を保険契約者とし、町村(以下、一部市を含みます。)あるいは町村の一部事務組合・広域連合、系統町村会等(以下、加入団体といいます。)の所属員とその配偶者・子どもを加入対象者とする企業保険です。

そのため、この保険契約の運営にあたっては、本会・都道府県町村会ならびに加入団体は加入対象者の個人情報(氏名・性別・生年月日・健康状態等)を取扱い、本会がこの保険契約を締結した引受保険会社へ提出します。

本会・都道府県町村会ならびに加入団体は、この保険契約の運営において入手する個人情報を、この保険契約の事務手続きのために使用します。

■引受保険会社は受領した個人情報を各種保険の引受け・継続・維持管理、給付金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、本会・都道府県町村会ならびに加入団体等へその目的の範囲内で提供します。

■また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き本会・都道府県町村会ならびに加入団体および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。

なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。

(注) 保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

<日本生命保険相互会社からのお知らせ>

日本生命保険相互会社では、お客様の個人情報を正確かつ最新のものにするために、業務上必要な範囲内で適切な措置を講じます。また、お客様の個人情報への不正なアクセスや漏洩、滅失、き損の防止その他お客様の個人情報の安全管理のために必要かつ適切と考えられる対策を講じます。

<「障がい」の表記>

当パンフレット(任意医療保険部分)では、「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。

任意生命保険 ご契約の概要について（契約概要）

団体定期保険

この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

また、「契約概要」に記載の保障内容等は、概要を示しています。

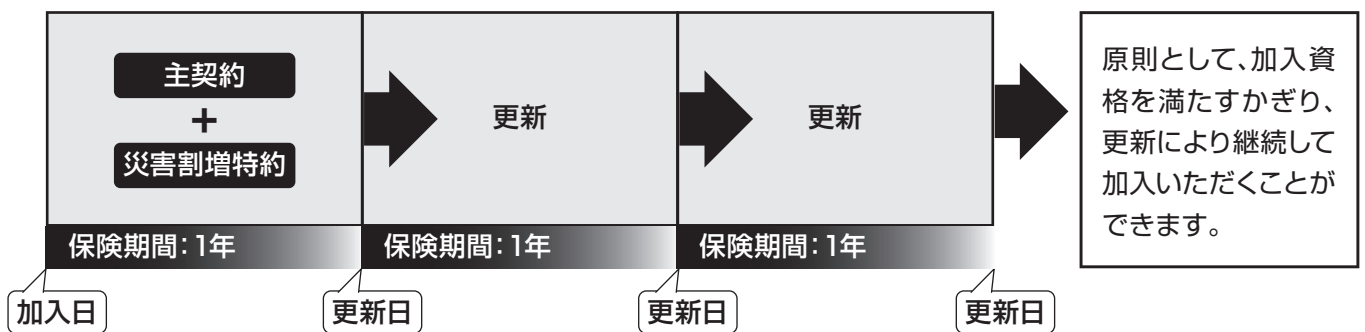
その他詳細につきましては、パンフレット・「注意喚起情報」・「正しく告知いただくために」等をご参照ください。

ご自身が選択された保障額・掛金、および、その他の商品内容がニーズ(ご意向)に合致しているか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険の特徴

- この保険は、全国町村会を契約者とし、加入団体に所属する職員とその配偶者・子ども、あるいは加入団体を退職された方とその配偶者のうち、希望される方に加入いただく団体保険です。
- ご加入者(被保険者)の死亡・高度障がいに対する保障を確保できます。
- 保険期間1年の定期保険で、原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により継続して加入いただくことができます。
- 掛金は毎年算出し、更新日から適用します。掛金は更新時の保険年齢等により変更します。
- 受取人の希望により、保険金を一時金として受取るだけでなく、年金として受取ることもできます。
- 更新日には、加入保険金額を増額あるいは減額いただくことができます。(ただし増額される場合には、「申込書兼告知書」裏面に記載の質問事項に対する答えが全て「いいえ」となる必要があります。)

しくみ図(イメージ)



主な保障内容

- 以下の場合に、保険金・給付金をお支払いします。
※死亡保険金・高度障がい保険金のいずれかのお支払いがある場合、保障は終了します。
死亡保険金と高度障がい保険金を重複してお支払いすることはありません。

主契約	死亡保険金	保険期間中に、死亡された場合
	高度障がい保険金	保険期間中に、加入日(*)以後の病気やケガによって、所定の高度障がい状態になられた場合
災害割増特約	災害保険金	保険期間中に、加入日(*)以後の所定の不慮の事故によるケガにより、その事故の日から180日以内に死亡された場合、または加入日(*)以後に発病した所定の感染症により死亡された場合
	災害高度障がい保険金	保険期間中に、加入日(*)以後の所定の不慮の事故によるケガにより、その事故の日から180日以内に所定の高度障がい状態になられた場合、または加入日(*)以後に発病した所定の感染症により所定の高度障がい状態になられた場合

(*)保障額を増額する場合、増額部分については、「加入日」を「増額日」と読替えます。

保障額と掛金

- 掛金は、毎年 of 更新時に、ご加入者(被保険者)の加入状況等に基づき、契約(団体)ごとに算出し、変更します。
- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

保険期間

- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

加入資格

- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

受取人

- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

配当金

- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額(年間払込掛金から配当金を控除した金額)が軽減されます。
※ご加入や脱退の時期等により配当金をお受取りにできない場合があります。
- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

脱退による払戻金

- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

制度運営および引受保険会社

- 当制度は、契約者である団体が生命保険会社と締結した団体定期保険契約に基づいて運営します。
- この団体定期保険契約が共同取扱契約の場合(この団体定期保険契約を複数の引受保険会社でお引受けしている場合)は、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。
- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

ご相談窓口・指定紛争解決機関

- ご照会につきましては、係の方までお問合せください。また、募集期間中のお申込み手続きや当制度の内容に関するご照会につきましては、パンフレット等に記載のニッセイ団体保険コールセンターまでご連絡ください。
なお、募集期間後の引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。詳細につきましては、「注意喚起情報」をご覧ください。

【契約者】 全国町村会

【事務幹事会社】 日本生命保険相互会社

日本一団一 2021-707-10872-M(R3.7.13) 団B簡一災(傷or増or交)年JPLI

特に注意いただきたい事項について（注意喚起情報）

団体定期保険（災害関係特約付）

この「注意喚起情報」は、ご加入(*)のお申込みに際して特に注意いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、お支払事由等および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、パンフレット・「契約概要」・「正しく告知いただくために」等をご参照ください。

(*)保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」、「加入日」を「増額日」と読替えます。

クーリング・オフ

- この保険契約は、全国町村会を契約者とする保険契約であり、ご加入(*)のお申込みににはクーリング・オフの適用はありません。

告知に関する重要事項

告知の義務

- 「申込書兼告知書」裏面に記載の「質問事項」に対する答えが全て「いいえ」となる方のみ加入(*)いただくことができます。
- ご加入者（被保険者）となられる方は、ご自身の健康状態等について「質問事項」に対する答えが全て「いいえ」となるかどうかを確認いただきます。
- 「申込書兼告知書」にて被保険者となられる方で本人が、ご自身の健康状態等について事実のありのままを、正確にもれなく告知してください。（これを告知義務といいます。）
- 引受保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことになりません。必ず「申込書兼告知書」にて告知してください。

正しく告知いただけない場合の取扱い

- 告知義務に違反された場合は、ご加入(*)を解除させていただきます、保険金・給付金をお支払いできないことがあります。

告知内容等の確認

- 後日、保険金・給付金をご請求の際に、告知内容等を確認させていただくことがあります。

※告知に関しては、「正しく告知いただくために」にて必ず詳細をご確認ください。

責任開始期

- 引受保険会社にご加入(*)を承諾した場合、所定の加入日(*)から保険契約上の責任を負います。ただし、被保険者の数が引受保険会社の定める数に満たない場合は、保険契約は効力を発生しません。（更新できません。）
- ※所定の加入日(*)については、「申込書兼告知書」・「申込書（退職者用）」、またはパンフレット等に記載された「効力発生日」です。
- 引受保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）には、ご加入(*)を承諾する権限がありません。

保険金・給付金をお支払いしない主な場合

- 次のような場合、保険金・給付金をお支払いしないことがあります。

【主契約】

- 次のいずれかにより保険金のお支払事由に該当した場合
 - ・加入日(*)からその日を含めて1年以内の被保険者の自殺によるとき
 - ・保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意によるとき
 - ・戦争その他の変乱によるとき

【災害関係特約】（注1）

- 次のいずれかにより保険金・給付金のお支払事由に該当した場合
 - ・保険契約者、被保険者、保険金・給付金受取人の故意または重大な過失によるとき
 - ・被保険者の犯罪行為によるとき
 - ・被保険者の精神障がいの状態、泥酔の状態を原因とする事故によるとき
 - ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間や、法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
 - ・地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によるとき

【死亡保険金以外の保険金・給付金】

- 原因となる傷病や不慮の事故等が加入日(*)前に生じている場合

【すべての保険金・給付金】

- 告知義務違反による解除の場合
- 詐欺による取消の場合
- 不法取得目的による無効の場合
- 保険契約が失効した場合
- 重大事由による解除の場合

(注1)災害関係特約とは、次の特約のことをいいます。

・災害保障特約 ・傷害特約 ・災害割増特約
・交通災害特約 ・労働災害保障特約

- 詳細は、パンフレット等に記載しておりますのでご確認ください。

この保険契約から脱退いただく場合

- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。
- 脱退後の保障を必要とされる方は、2年を超えて継続して被保険者であった場合、所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して個人保険に加入できます。
- 詳細は、申込締切日までに係の方までお問合せください。

制度内容の変更

- 団体の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付保特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

生命保険契約者保護機構

- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額・給付金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、保険金額・給付金額等が削減されることがあります。
- 保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

〈お問合せ先〉

生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)

午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

保険金・給付金のお支払いに関する留意事項

- お支払事由が発生する事象、保険金・給付金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、パンフレット等に記載しておりますので、ご確認ください。なお、保険金・給付金のご請求は、団体経由で行っていただく必要があります。ご請求に応じて、保険金・給付金をお支払いする必要がありますので、保険金・給付金のお支払事由が生じた場合だけでなく、保険金・給付金のお支払いの可能性があると思われる場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに団体のご相談窓口にご連絡ください。
- 保険金・給付金のお支払事由が生じた場合、ご加入(*)の契約内容によっては、他の保険金・給付金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 保険金・給付金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等の事例については、以下のニッセイのホームページをご参照ください。

ニッセイホームページ

<https://www.nissay.co.jp/hojin/oshirase/hokinuketori/>

ご相談窓口・指定紛争解決機関

- ご照会につきましては、係の方までお問合せください。また、募集期間中のお申込み手続きや当制度の内容に関するご照会につきましては、パンフレット等に記載のニッセイ団体保険コールセンターまでご連絡ください。なお、募集期間後の引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(**「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。**)
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

任意医療保険 ご契約の概要について(契約概要)

総合医療保険(団体型)

この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

また、「契約概要」に記載の保障内容等は、概要を示しています。

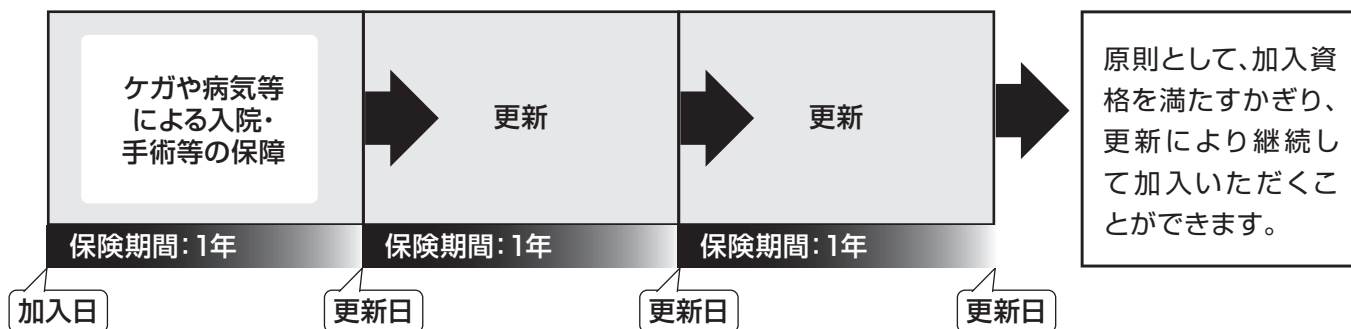
その他詳細につきましては、パンフレット・「注意喚起情報」・「正しく告知いただくために」・「ご加入のみなさまへ」等をご参照ください。

ご自身が選択された保障額・掛金、および、その他の商品内容がニーズ(ご意向)に合致しているか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険の特徴

- この保険は、全国町村会を契約者とし、加入団体に所属する職員とその配偶者・子ども、あるいは加入団体を退職された方とその配偶者のうち、希望される方に加入いただく団体保険です。
- ご加入者(被保険者)の保険期間中のケガや病気等による入院・手術等に対する保障を確保できます。
- 保険期間1年の定期保険で、原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により継続して加入いただくことができます。
- 掛金は毎年算出し、更新日から適用します。掛金は更新時の保険年齢等により変更します。
- 更新日には、加入入院給付金日額を増額あるいは減額いただくことができます。(ただし増額される場合には、「申込書兼告知書」裏面に記載の質問事項に対する答えが全て「いいえ」となる必要があります。)

しくみ図(イメージ)



主な保障内容と保障額

- 保険期間中に以下のお支払事由に該当されたときにお支払いします。

給付の名称	お支払事由	お支払額	お支払限度 ※1
入院給付金	ケガや病気等により1泊2日以上継続して入院をされたとき	入院給付金日額 × 入院日数	[1回の入院 ※2] 124日 〔通算〕 1,095日
入院療養給付金	入院給付金をお支払いする入院をされたとき	入院給付金日額 × 5	通算30回 ※3
手術給付金(20倍) ※4	1泊2日以上継続した入院中に、公的医療保険制度の対象となる手術または先進医療に該当する手術等を受けられたとき	入院給付金日額 × 20	—
手術給付金(5倍) ※4	外来または日帰り入院中に、公的医療保険制度の対象となる手術または先進医療に該当する手術等を受けられたとき	入院給付金日額 × 5	通算30回
放射線治療給付金	公的医療保険制度の対象となる放射線治療または先進医療に該当する放射線照射・温熱療法を受けられたとき	入院給付金日額 × 10	通算なし (60日の間に1回)

- ・給付金のお支払いにあたっては、原因となるケガや病気が加入日(※)以後に生じることが必要となります。
 - ・骨髄幹細胞の採取のための入院・手術の保障は、総合医療保険(団体型)への加入日(※)からその日を含めて1年経過後の入院・手術にかざります。
 - ※1 お支払限度については、更新前後のお支払日数(回数)を通算します。
 - ※2 入院を2回以上された場合でも、最終の入院の退院日の翌日からの経過日数等によっては1回の入院とみなす場合があります。
 - ※3 すでに入院療養給付金のお支払事由に該当している場合には、入院療養給付金をお支払いすることとなった最終の入院が開始された日からその日を含めて180日経過後に新たに開始された入院がお支払いの対象となります。
 - ※4 公的医療保険制度の対象手術でも、一部の所定の手術については、お支払いの対象外となります。
 <対象外の手術の例>…「創傷処理」「皮膚切開術」等
 また、同一の日に複数回の手術を受けられた場合には、1つの手術についてのみがお支払いの対象となります。
 この場合、手術給付金(20倍)をお支払いするときは、手術給付金(5倍)のお支払いはいたしません。
- (※)その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。
- 保障内容・保障額に関する詳細、「給付金のお受取りにあたっての日数制限」や左表の注記(※1～※4)等の制限事項の詳細については、パンフレット、「ご加入のみなさまへ」等の該当箇所を必ずご確認ください。

掛金

- 毎年の更新時に、ご加入者(被保険者)の加入状況に基づき、契約(団体)ごとに算出し、変更します。
- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

保険期間

- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

加入資格

- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

受取人

- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

配当金

- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額(年間払込掛金から配当金を控除した金額)が軽減されます。
 ※ご加入や脱退の時期等により配当金をお受取りにない場合があります。
- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

脱退による払戻金

- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません

制度運営および引受保険会社

- 当制度は、契約者である団体が日本生命保険相互会社と締結した総合医療保険(団体型)契約に基づいて運営します。
- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

ご相談窓口・指定紛争解決機関

- ご照会につきましては、係の方までお問合せください。
 また、募集期間中のお申込み手続きや当制度の内容に関するご照会につきましては、パンフレット等に記載のニッセイ団体保険コールセンターまでご連絡ください。
 なお、募集期間後の引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。詳細につきましては、「注意喚起情報」をご参照ください。

【契約者】 全国町村会
 【引受保険会社】 日本生命保険相互会社
 日本一医—2021—707—10873—M(R3.7.13) 総医②基本療簡

特に注意いただきたい事項について（注意喚起情報）

総合医療保険（団体型）

この「注意喚起情報」は、ご加入(*)のお申込みに際して特に注意いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、お支払事由等および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、パンフレット・「契約概要」・「正しく告知いただくために」・「ご加入のみなさまへ」等をご参照ください。

(*)保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」、「加入日」を「増額日」と読替えます。

クーリング・オフ

- この保険契約は、全国町村会を契約者とする保険契約であり、ご加入(*)のお申込みににはクーリング・オフの適用はありません。

告知に関する重要事項

告知の義務

- 「申込書兼告知書」裏面に記載の「質問事項」に対する答えが全て「いいえ」となる方のみ加入(*)いただくことができます。
- ご加入者(被保険者)となられる方は、ご自身の健康状態等について「質問事項」に対する答えが全て「いいえ」となるかどうかを確認いただきます。
- 「申込書兼告知書」にて被保険者となられる方で本人が、ご自身の健康状態等について事実のありのままを、正確にもれなく告知してください。(これを告知義務といいます。)
- 引受保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことになりません。必ず「申込書兼告知書」にて告知してください。

正しく告知いただけない場合の取扱い

- 告知義務に違反された場合は、ご加入(*)を解除させていただきます。給付金をお支払いできないことがあります。

告知内容等の確認

- 後日、給付金をご請求の際に、告知内容等を確認させていただきますことがあります。

※告知に関しては、「正しく告知いただくために」にて必ず詳細をご確認ください。

責任開始期

- 引受保険会社にご加入(*)を承諾した場合、所定の加入日(*)から保険契約上の責任を負います。ただし、被保険者の数が引受保険会社の定める数に満たない場合は、保険契約は効力を発生しません。(更新できません。)
- ※所定の加入日(*)については、「申込書兼告知書」・「申込書(退職者用)」、またはパンフレット等に記載された「効力発生日」です。
- 引受保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)には、ご加入(*)を承諾する権限がありません。

給付金をお支払いしない主な場合

- 次のような場合、給付金をお支払いしないことがあります。
 - (1) 次のいずれかにより給付金のお支払事由に該当した場合
 - ・保険契約者、被保険者、給付金受取人の故意または重大な過失によるとき
 - ・被保険者の犯罪行為によるとき
 - ・被保険者の精神障がいの状態、泥酔の状態を原因とする事故によるとき
 - ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間や、法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
 - ・被保険者の薬物依存によるとき
 - ・頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛でいずれも他覚所見のないものによるとき(原因の如何を問いません。)
 - ・地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によるとき
 - (2) 原因となる疾病や不慮の事故が加入日(*)前に生じている場合
 - ※ただし、加入日(*)からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したとき等は、加入日(*)以後の原因によるものとみなします。
 - (3) 告知義務違反による解除(注)の場合
 - (4) 詐欺による取消(注)の場合
 - (5) 不法取得目的による無効(注)の場合
 - (6) 保険契約が失効(注)した場合
 - (7) 重大事由による解除(注)の場合

(注) 解除、取消、無効または失効の場合、ご加入を継続できません。

- 詳細は、「ご加入のみなさまへ」に記載しておりますのでご確認ください。

この保険契約から脱退いただく場合

- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。
- 詳細は、パンフレット等に記載の団体窓口までお問合せください。

制度内容の変更

- 団体の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付保特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

法令等の改正に伴う変更

- この保険契約のお支払事由、保険料その他この保険契約の内容(以下「お支払事由等」といいます。)にかかわる法令等の改正による公的医療保険制度等の改正があり、その改正がこの保険契約のお支払事由等に影響を及ぼすと引受保険会社が認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この保険契約のお支払事由等を変更することがあります。

生命保険契約者保護機構

- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、給付金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、給付金額等が削減されることがあります。
- 保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

〈お問合せ先〉

生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)

午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

給付金のお支払いに関する留意事項

- お支払事由が発生する事象、給付金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、「ご加入のみなさまへ」に記載しておりますので、ご確認ください。なお、給付金のご請求は、団体経由で行っていただく必要があります。
- ご請求に応じて、給付金をお支払いする必要がありますので、給付金のお支払事由が生じた場合だけでなく、給付金のお支払いの可能性があると思われる場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに団体のご相談窓口にご連絡ください。
- 給付金のお支払事由が生じた場合、ご加入(*)の契約内容によっては、他の給付金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 給付金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等の事例については、以下のニッセイのホームページをご参照ください。

ニッセイホームページ

<https://www.nissay.co.jp/hojin/oshirase/hokinuketori/>

ご相談窓口・指定紛争解決機関

- ご照会につきましては、係の方までお問合せください。また、募集期間中のお申込み手続きや当制度の内容に関するご照会につきましては、パンフレット等に記載のニッセイ団体保険コールセンターまでご連絡ください。なお、募集期間後の引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。〔「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。〕なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

総合医療保険(団体型)ご加入のみなさまへ 〈お申込みの前に必ずお読みください。〉

I. 「医療保障保険契約内容登録制度」について

あなたのご契約内容が登録されます。
なお、以下の記載における医療保障保険(団体型)には、新医療保障保険(団体型)、およびこの保険契約[総合医療保険(団体型)]を含むものとします。

当社[日本生命保険相互会社]は、一般社団法人生命保険協会および一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社(以下「各生命保険会社等」といいます。)とともに、医療保障保険(団体型・個人型)契約のお引受けの判断の参考とすることを目的として、「医療保障保険契約内容登録制度」に基づき、当社の医療保障保険(団体型・個人型)契約に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

医療保障保険(団体型・個人型)契約のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、医療保障保険(団体型・個人型)契約に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、医療保障保険(団体型・個人型)契約をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について医療保障保険(団体型・個人型)契約のお申込みがあった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、医療保障保険(団体型・個人型)契約のお引受けの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間およびお引受けの判断の参考とさせていただく期間は、契約日から医療保障保険(団体型・個人型)契約の消滅時までとします。

各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を、医療保障保険(団体型・個人型)契約のお引受けの判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

当社の医療保障保険(団体型・個人型)契約に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができ、また、個人情報の保護に関する法律に違反して登録事項が取扱われている場合、当社の定める手続きに従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細について、当社にお問合せいただくことができます。

【登録事項】

- ①被保険者の氏名、生年月日および性別
- ②保険契約の種類(医療保障保険(団体型・個人型))
- ③治療給付率
- ④入院給付金日額
- ⑤保険契約の種類が医療保障保険(団体型)の場合、ご契約者名
- ⑥保険契約の種類が医療保障保険(個人型)の場合、ご契約者の住所(市・区・郡までとします。)
- ⑦契約日

その他、正確な情報の把握のため、契約および申込みの状態に関して相互に照会することがあります。

※「医療保障保険契約内容登録制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

II. 給付金のお支払いについて

1. 入院給付金・入院療養給付金・手術給付金・放射線治療給付金について

保険期間中、被保険者が次の支払事由に該当された場合に、入院給付金、入院療養給付金、手術給付金(20倍)、手術給付金(5倍)、放射線治療給付金をお支払いします。

また、入院給付金、入院療養給付金、手術給付金(20倍)、手術給付金(5倍)、放射線治療給付金の受取人は本人(主たる被保険者)となります。

給付の名称	支払事由	支払額	支払限度(*1)
入院給付金	ケガや病気、または骨髄幹細胞の採取術により1泊2日以上継続して入院をされたとき	入院給付金日額 × 入院日数	・1回の入院についての限度日数は加入勧奨パンフレット等にてご確認ください ・通算1,095日
入院療養給付金	入院給付金の支払われる入院をされたとき	入院給付金日額 × 5	通算して30回を限度
手術給付金(20倍)	1泊2日以上継続した入院中に手術(*2)(*3)を受けたとき	入院給付金日額 × 20	お支払限度はございません
手術給付金(5倍)	外来または日帰り入院中に手術(*2)(*3)を受けたとき	入院給付金日額 × 5	通算して30回を限度 (ただし、手術給付金(20倍)が支払われる場合は除きます)

給付の名称	支払事由	支払額	支払限度(*1)
放射線治療給付金	放射線治療(*2)を受けたとき	入院給付金 日額 × 10	お支払限度はございません (ただし、60日の間に1回のお支払いとなります)

*1 給付限度については、更新前後のお支払日数(回数)を通算します。

*2 公的医療保険制度(別表1)(以下「公的医療保険制度」といいます。)の対象となるものまたは先進医療(別表6)(以下「先進医療」といいます。)に該当するものに限り、ます。

*3 骨髄幹細胞の採取術を含みます。

2. お支払いの対象となる入院について

被保険者が、保険期間中に次の(1)または(2)に定める入院をされたときに、給付金をお支払いします。

(1)次のすべての条件を満たす入院をしたとき

①その被保険者についての加入(増額)日以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病(別表2に記載する異常分娩を含みます。)を直接の原因とする入院であること

(注)被保険者がこの保険契約の更新後に、その被保険者についての加入(増額)日前に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として入院した場合でも、その被保険者についての加入(増額)日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院はその被保険者についての加入(増額)日以後の原因によるものとみなします。

②傷害または疾病の治療を目的とする入院であること

医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。)または歯科医師による治療(柔道整復師による施術を含みます。)が必要であり、かつ、自宅等(病院または診療所以外の施設を含みます。)での治療または通院による治療によつては治療の目的を達することができないため、病院または診療所に入り、常に医師または歯科医師の管理下において治療に専念することをいいます。

(注)美容上の処置による入院、治療を主たる目的としない診断のための検査による入院、介護を主たる目的とする入院等は、「治療を目的とする入院」に該当しません。

③1泊2日以上継続した入院であること

④別表3に定める病院または診療所における入院であること

(2)次のすべての条件を満たす入院をしたとき

①骨髄幹細胞の採取術を直接の目的とする入院であること(ただし、その被保険者についての加入(増額)日からその日を含めて1年を経過した日以後の入院に限るものとし、その入院中に骨髄幹細胞の採取術を受けることを要します。)

②1泊2日以上継続した入院であること

③別表3に定める病院または診療所における入院であること

3. 入院給付金・入院療養給付金の支払に関するその他の事項

(1)2回以上入院をされた場合

・入院給付金について

それぞれの入院の原因の如何を問わず、1回の入院とみなします。ただし、入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については新たな入院とみなします。

・入院療養給付金について

すでに入院療養給付金の支払事由に該当している場合には、入院療養給付金が支払われることとなった最終の入院が開始された日からその日を含めて180日経過後に新たに開始された入院については、新たに入院療養給付金をお支払します。(この場合、いずれの入院についても、入院が開始された日は、入院療養給付金の支払対象となった最初の日とします。)

(2)入院中に入院給付金日額の減額があった場合

入院中に入院給付金日額の減額があった場合には、入院給付金の支払額は入院中の各日現在の入院給付金日額に基づいて計算します。

(3)入院中に保険期間が満了した場合

入院給付金の支払事由に該当する入院中に保険期間が満了し、ご契約が更新されない場合には、保険期間満了後のその入院については、保険期間中の入院とみなします。この場合の入院給付金日額は、保険期間の満了した日のそれと同額とします。

4. お支払いの対象となる手術について

被保険者が保険期間中に次の(1)または(2)に定める手術を受けたときに、手術給付金をお支払いします。

(1)次のすべての条件を満たす手術をしたとき

①その被保険者についての加入(増額)日以後に生じた不慮の事故または発病した疾病(異常分娩(別表2)を含みます。)を直接の原因とした手術であること

(注)被保険者がその被保険者の加入(増額)日前に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として手術を受けた場合でも、その被保険者の加入(増額)日からその日を含めて2年を経過した後に手術を受けたときは、その手術は加入(増額)日以後の原因によるものとみなします。

Ⅲ. 給付金をお支払いできない場合等について

- 次のような場合には、給付金のお支払いはできません。
 - 被保険者が次のいずれかにより支払事由に該当されたとき
 - ・保険契約者もしくはその被保険者の故意または重大な過失によるとき(注1)
 - ・その被保険者の犯罪行為によるとき
 - ・その被保険者の精神障がいの状態を原因とする事故によるとき
 - ・その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
 - ・その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故によるとき
 - ・その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
 - ・その被保険者の薬物依存によるとき(注2)
 - ・頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛でいずれも他覚所見のないもの(原因の如何を問いません。)
 - (注1)家族特約に加入されている配偶者・子どもが、その主契約の被保険者(給付金受取人)の故意または重大な過失により支払事由に該当された場合にも、給付金のお支払いはできません。
 - (注2)「薬物依存」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬・幻覚薬等を含みます。
- 入院または手術の原因となる疾病や不慮の事故が加入(増額)日前に生じている場合
 - ※ただし、加入(増額)日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始し、または手術を受けたときは、その入院または手術は加入(増額)日以後の原因によるものとみなします。
- 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失により、引受保険会社が告知を求めた事項について、告知の際に事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたため、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が解除されたとき
- 保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消されたとき(この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。)
- 保険契約者または被保険者が給付金を不法に取得する目的もしくは他人に給付金を不法に取得させる目的をもって、この保険契約の締結・被保険者の加入等を行ったために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が無効とされたとき(この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。)
- 保険契約者から保険料の払込みがなくこの保険契約が失効したとき
- 次のような事由に該当し、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が解除されたとき(この場合、その事由が生じたときに降に発生した給付金の支払事由については、給付金をお支払いしません。)

- ①保険契約者、被保険者または給付金受取人が、給付金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき
- ②この保険契約の給付金の請求に関し、給付金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があったとき
- ③保険契約者、被保険者または給付金受取人が、次の(ア)～(オ)のいずれかに該当するとき
 - (ア)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。))に該当すると認められること
 - (イ)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (ウ)反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ)反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
 - (オ)その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- ④上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または給付金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき

- (8)支払事由に該当された際に、脱退等により被保険者でなくなっているとき

- 次のような場合、給付金を削減してお支払いするかまたは給付金をお支払しないことがあります。
 - 以下のいずれかによって支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすとき
 - ・地震、噴火または津波によるとき
 - ・戦争その他の変乱によるとき

- ②治療を直接の目的とした、病院または診療所における手術であること
病院または診療所とは、別表3に該当するものをいいます。
(注)美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査(生検、腹腔鏡検査等)のための手術等は、「治療を直接の目的とした手術」には該当しません。また、移植については、被保険者が受容者となる手術に限るものとします。
- ③次の(a)のいずれかの手術であること
 - (a)公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表(別表4)(以下「医科診療報酬点数表」といいます。))によって手術料の算定対象として列挙されている手術(公的医療保険制度に基づく歯科診療報酬点数表(別表5)(以下「歯科診療報酬点数表」といいます。))によって手術料の算定対象として列挙されている手術については、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている手術以外は含まれません。)。ただし、次に定めるものを除きます。
 - (i) 創傷処理
 - (ii) 皮膚切開術
 - (iii) デブリードマン
 - (iv) 骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術
 - (v) 外耳道異物除去術
 - (vi) 鼻内異物摘出術
 - (vii) 抜歯手術
 - (b)先進医療に該当する診療行為のうち、器具を用い、生体に切断、摘除、修復等の操作を加える手術。ただし、次に定めるものを除きます。
 - (i) 歯、義歯または歯肉の処置に伴う手術
 - (ii) (a)において、支払事由に該当する手術から除いているもの
 なお、検査、診断、計画、測定、試験、解析、検出、評価および検索を主たる目的とした診療行為ならびに輸血、注射、点滴、全身の薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為は含まれません。
- (2)次の①に定める骨髄移植術または②に定める骨髄幹細胞の採取術のいずれかを受けたとき
 - ①(1)の①および②を満たす、医科診療報酬点数表によって輸血料の算定対象として列挙されている骨髄移植術であること
 - ②別表3に定める病院または診療所における、その被保険者についての加入(増額)日からその日を含めて1年を経過した日以後に受けた骨髄幹細胞の採取術であること

5. 手術給付金の支払に関するその他の事項

- (1)同一の日に複数回手術を受けた場合(1つの手術を2日以上にわたって受けた場合には、その手術の開始日をその手術を受けた日とみなします。)
お支払いの対象となる1つの手術についてのみ、手術給付金(20倍)または手術給付金(5倍)をお支払いします。
この場合、手術給付金(20倍)と手術給付金(5倍)のお支払対象となる手術を同一の日に受けたときには、手術給付金(20倍)をお支払いします。
- (2)一連の手術を受けた場合
お支払いの対象となる同一の手術を複数回受けた場合で、かつ、その手術が医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術に該当するときは、それらの手術のうち給付金額の高いいずれか1つの手術についてのみ手術給付金(20倍)または手術給付金(5倍)をお支払いします。
- (3)入院中に保険期間が満了した場合
保険期間中の入院とみなされる場合でも、保険期間満了後の手術については、お支払いの対象とはなりません。

6. お支払いの対象となる放射線治療について

- 被保険者が保険期間中に次のすべての条件を満たす放射線治療を受けたときに、放射線治療給付金をお支払いします。
- (1)その被保険者についての加入(増額)日以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因とする放射線治療であること
(注)被保険者がその被保険者の加入(増額)日前に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として放射線治療を受けた場合でも、その被保険者の加入(増額)日からその日を含めて2年を経過した後には放射線治療を受けたときは、その放射線治療は加入(増額)日以後の原因によるものとみなします。
 - (2)治療を直接の目的とした、病院または診療所における放射線治療であること
病院または診療所とは、別表3に該当するものをいいます。
 - (3)次のいずれかの放射線治療であること
 - ①医科診療報酬点数表によって放射線治療料の算定対象として列挙されている施術(歯科診療報酬点数表によって放射線治療料の算定対象として列挙されている施術については、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている施術以外は含まれません。)
 - ②先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による施術
 - (4)すでに放射線治療給付金の支払事由に該当している場合
放射線治療給付金が支払われることとなった最後の施術日からその日を含めて60日経過後に受けた施術であること

7. 放射線治療給付金の支払に関するその他の事項

- 入院中に保険期間が満了した場合
保険期間中の入院とみなされる場合でも、保険期間満了後の放射線治療については、お支払いの対象とはなりません。

IV. 給付金のご請求について

- 給付金の支払事由が生じたときは、すみやかに保険契約者へご連絡ください。
- 請求書類は、保険契約者である団体に用意してあります。保険契約者を經由して当社へご提出ください。
- 請求書類は、次のとおりです。
- ・当社所定の『給付金請求書』
 - ・国内の病院または診療所の場合
 - ― 当社所定の様式による『入院・手術・3大疾病診断書(証明書)』または所定の要件を満たした診断書

ただし、入院給付金または手術給付金を請求する場合は、以下の条件に該当する場合、『入院・手術・3大疾病診断書(証明書)』に代わり、『治療内容報告書』と『領収証のコピー』をあわせてご提出いただくことでご請求いただけます。

- (1) 入院給付金をご請求いただく場合
- ・入院日数が**30日以下**、または給付金額が**10万円以下**であること。
 - ・すでに**退院している**こと。
 - ・病気による入院の場合、**ご加入(増額)から2年経過後の入院**であること。
- (2) 手術給付金をご請求いただく場合
- ・受けられた手術が**1回のみ**であること。
 - ・病気による手術の場合、**ご加入(増額)から2年経過後の手術**であること。

＜以下の場合は当社所定の『入院・手術・3大疾病診断書(証明書)』のご提出が必要です。＞

- ・先進医療または放射線治療を受けられた場合。
 - ・労災保険や自賠責保険等の対象となり領収証に手術料の記載がない(健康保険の対象外)が、医科診療報酬点数表で手術料の算定対象として列挙されている手術を受けられた場合。
- ※なお、ご提出いただいた『治療内容報告書』にて、お支払可否が判断できない場合は、当社所定の『入院・手術・3大疾病診断書(証明書)』をご提出いただく場合があります。

- ・不慮の事故を原因とする場合
 - ― 事故状況報告書
 - ― 交通事故による場合、自動車安全センター発行の交通事故証明書(ただし、入院給付金のみのご請求で、入院日数20日未満かつ退院後の請求の場合は省略可)
 - ・海外の病院または診療所の場合
 - ― **入院もしくは手術、放射線治療を受けられたとき、海外の医療施設が証明する診断書** ※診断書の和訳文も添付願います。
 - ― **不慮の事故を原因とする場合には、不慮の事故であることを証明する書類**
- ＜ご注意＞
- 給付金の請求は、支払事由発生時から3年間をすぎますと、その権利がなくなります。
- ご請求があった場合で、当社が必要と認めたときには事実の確認を行い、また給付金の請求について当社の指定する医師に診断を行わせることがあります。

V. 法令等の改正に伴う変更について

この保険契約の支払事由、保険料その他この保険契約の内容(以下「支払事由等」といいます。)(にかかわる法令等の改正による公的医療保険制度等の改正があり、その改正がこの保険契約の支払事由等に影響を及ぼすと引受保険会社が認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この保険契約の支払事由等を変更することがあります。

VI. 当社からのお願い

被保険者の改姓・ご家族の異動などの場合には、すみやかに保険契約者を經由して当社へお知らせください。

VII. 個人情報の取扱いについて

この保険契約の運営にあたっては、保険契約者(以下、団体といいます。)(および団体所属の事業所等(加盟企業・子会社等を含みます。以下同じ。))は加入対象者の個人情報(氏名・性別・生年月日・健康状態等)を取扱い、団体が保険契約を締結した引受保険会社へ提出します。団体・事業所等は、この保険契約の運営において入手する個人情報を、この保険契約の事務手続きのため使用します。引受保険会社は受領した個人情報を各種保険の引受け・継続・維持管理、給付金等の支払い、その他保険に関連・付随する業務のため利用し、また、団体・事業所等へその目的の範囲内で提供します。また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き団体・事業所等および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。なお、引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。なお、団体等がこの保険契約の事務を委託する場合には、当該事務の受託会社も団体等と同様に個人情報を取扱います。

(注) 保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

別表1 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

1. 健康保険法
2. 国民健康保険法
3. 国家公務員共済組合法
4. 地方公務員等共済組合法
5. 私立学校教職員共済法
6. 船員保険法
7. 高齢者の医療の確保に関する法律

別表2 対象となる異常分娩

対象となる異常分娩とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のを伴う分娩とし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
妊娠、分娩および産じょく<褥>における浮腫、たんぱく<蛋白>尿および高血圧性障がい	O10～O16
主として妊娠に関連するその他の母体障がい	O20～O29
胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	O30～O48
分娩の合併症	O60～O75
分娩(単胎自然分娩(O80)を除きます。)	O81～O84
主として産じょく<褥>に関連する合併症	O85～O92
その他の産科的病態、他に分類されないもの	O94～O99

別表3 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

(1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所(患者を入院させるための施設と同等の施設を有する柔道整復師法に定める施術所において、四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受ける場合には、その施術所を含みます。)。ただし、手術給付金および放射線治療給付金については、患者を入院させるための施設を有しないものを含みます。

なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。

(2) 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表4 医科診療報酬点数表

「医科診療報酬点数表」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

別表5 歯科診療報酬点数表

「歯科診療報酬点数表」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

別表6 対象となる先進医療

「先進医療」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、平成18年9月12日厚生労働省告示第495号「厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養」の規定に基づき、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限り。)(をいいます。

備考

1. 骨髄幹細胞の採取術

「骨髄幹細胞の採取術」とは、組織の機能に障がいがある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした骨髄からの骨髄幹細胞の採取術をいい、末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞の採取術を含みます。ただし、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。

2. 骨髄移植術

「骨髄移植術」とは、組織の機能に障がいがある者に対し組織の機能の回復または付与を目的として骨髄幹細胞を輸注することをいい、末梢血幹細胞移植および臍帯血幹細胞移植についても骨髄移植とみなします。ただし、移植はヒトからヒトへの同種移植に限り、異種移植は含みません。

【ご加入の生命保険をご活用いただくために】

ご加入の商品と保障内容をお受取人の方へお伝えください！

【商品ごとの保障内容】

商品ごとの保障内容（お受取りの対象となる保険金・給付金）については、下表のとおりです。
なお、保障内容の詳細については、加入勧奨パンフレットや【契約概要】「主な保障内容」をご参照ください。

保 障 内 容		団体定期保険	総合医療保険 (団体型)
死亡保険金	被保険者が死亡された場合	○	
災害保険金	被保険者が不慮の事故または所定の感染症により死亡された場合	○	
高度障がい保険金	被保険者が所定の高度障がい状態になられた場合	○	
災害高度障がい保険金	被保険者が不慮の事故または所定の感染症により所定の高度障がい状態になられた場合	○	
入院給付金	被保険者が病気や不慮の事故により所定の入院をされた場合		○
入院療養給付金	被保険者が入院給付金の支払対象となる所定の入院をされた場合		○
手術給付金	被保険者が「公的医療保険制度」の対象となる所定の手術を受けられた場合		○
放射線治療給付金	被保険者が所定の放射線治療を受けられた場合		○

複数の保険金・給付金をお受取りいただける可能性がございます。以下は代表的な事例となりますので、ご請求に際してはご請求もれのないよう、ご加入の商品ごとの保障内容を十分にご確認ください！
※保険金・給付金のご請求手続きは、ご加入の商品ごとに必要となります。

【事例】 病気や不慮の事故が原因で所定の入院をされた場合

たとえば・・・こんな事例の場合

A病院にて入院の後、手術のためB病院へ転院した。その後経過良好につきB病院を退院した。

転院により複数の病院でそれぞれ2日以上入院をされた場合、最後のB病院での入院についてのみ入院給付金をご請求され、他の入院について請求を失念されるケースが見られます。転院前のA病院での入院期間（2日以上）についても入院給付金をお受取りいただける可能性がございます。

【事例】 手術をされた場合

たとえば・・・こんな事例の場合

入院を伴わない手術は支払いの対象にならないと思い、手術給付金の請求をしなかった。

総合医療保険（団体型）では、入院期間を問わず、「公的医療保険制度」の対象となる手術等を受けられた際には、手術給付金をお受取りいただける可能性がございます。

【事例】 放射線治療を受けられた場合

たとえば・・・こんな事例の場合

放射線治療を受けた。

総合医療保険（団体型）では、「公的医療保険制度」の対象となる放射線治療等を受けられた際には、放射線治療給付金をお受取りいただける可能性がございます。

上記内容は、給付金等を適切にお受取りいただくためにご確認いただきたい代表的な事例をあげたものです。
保険金・給付金等のお受取りについては所定の要件を満たす必要がありますので、保障内容の詳細は必ず加入勧奨パンフレットや【契約概要】「主な保障内容」をご参照ください。

正しく告知いただくために

- ◆任意生命保険および任意医療保険は、加入される方々が掛金を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態のよくない方等が無条件にご加入されますと、掛金負担の公平性が保たれません。
- ◆任意生命保険および任意医療保険への新たなご加入もしくは保険金額等の増額のお申込みをお引受けできるのは、「申込書兼告知書」裏面に記載の「質問事項」に対する答えが全て「いいえ」となる方です。
以下に、被保険者となられる方に正しく告知いただくための重要な事項について記載しておりますので、お申込みいただく前に必ずご確認ください。

1 健康状態等について、被保険者ご本人がりのままを告知してください。(告知義務)

- 申込日現在および過去の健康状態等について、事実をありのままお知らせいただくことを「告知」といいます。
- この保険に新たにご加入もしくは保険金額等の増額をお申込みいただく際には、加入申込者ご本人に「申込書兼告知書」の裏面に記載されている「質問事項」について、告知いただく義務(告知義務)があります。
- 過去の傷病歴(傷病名・手術の有無、治療期間等)、現在の健康状態等について、「申込書兼告知書」でおたずねすることを十分ご確認のうえ、「質問事項」に対する答えが全て「いいえ」となる場合のみ、お申込みください。
- 告知にあたり、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)が、傷病歴や健康状態等について、事実を告知いただかないよう依頼や誘導をすることはありません。

2 生命保険会社の職員等に口頭でお伝えいただいただけでは、告知されたことになりません。

- この保険は、「申込書兼告知書」をご提出いただくことで、健康状態等について「告知」いただくこととなります。
- 告知をお受けできる権限(告知受領権)は、生命保険会社が有しています。必ず「申込書兼告知書」にて告知いただくようお願いいたします。
- 生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことになりませんので、ご注意ください。

3 傷病歴等があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。

- 「質問事項」には過去の傷病歴等について記載しておりますが、質問事項に記載の『医師の治療・投薬』には、次のもの(*)は含まれませんので、傷病歴等があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。
詳細については、「6『申込書兼告知書』の質問事項とその補足説明」をあわせてご確認ください。
- (*) 医師の治療・投薬には、一過性の軽微な疾患(かぜ、アレルギー性鼻炎、歯治療)、妊娠(正常)、手足の骨折によるものは含まれません。

4 告知義務に違反された場合は、ご加入・増額等のお申込内容を解除させていただき、保険金等をお支払いできないことがあります。

- 告知いただく事項は、「申込書兼告知書」裏面に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知された場合、責任開始日から1年以内であれば、生命保険会社は「告知義務違反」としてお申込みいただいた内容を解除することがあります。(*)
- 責任開始日から1年を経過していても、保険金等のお支払事由が1年以内に発生していた場合には、お申込みいただいた内容を解除することがあります。
- お申込みいただいた内容を解除した場合には、保険金等のお支払事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。
また、すでにお払込みいただいた掛金は払戻しません。
(ただし、保険金等のお支払事由発生が解除の原因となった事実にもとづかない場合には、保険金等のお支払いをいたします。)
- (*) 告知にあたり、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)が、傷病歴や健康状態等について告知をすることを妨げた場合、告知をしないことを勧めた場合、または事実と異なることを告げることを勧めた場合、生命保険会社はお申込みいただいた内容を解除することはできません。
こうした、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)の行為がなかった場合でもご契約者または被保険者が、生命保険会社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実と異なることを告知したと認められる場合、生命保険会社は、お申込みいただいた内容を解除することがあります。
- 「告知義務違反」としてお申込内容を解除させていただく場合以外にも、保険金等をお支払いできないことがあります。
たとえば、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、上記にかかわらず、詐欺による取消を理由として、保険金等をお支払いできないことがあります。この場合、すでにお払込みいただいた掛金は払戻しません。また、高度障がい保険金、災害保険金、給付金等については、原因となる傷病や不慮の事故等が責任開始日前に生じている場合は、その傷病や不慮の事故等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません。
ただし、任意医療保険の給付金等のお支払いにあたっては、責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したとき、手術を受けたとき等は、告知義務違反等によりご契約または特約が解除される場合を除き、その入院・手術等は責任開始日以降の原因によるものとみなします。

5 後日、告知内容等を確認させていただくことがあります。

- 生命保険会社の職員または生命保険会社で委託した者が、保険金等のご請求の際、お申込内容、告知内容、請求内容について、確認させていただくことがあります。また、被保険者を診療した医師等に対し、病状等について照会・確認させていただくことがあります。

6 「申込書兼告知書」の質問事項とその補足説明

- 新規加入・増額する申込者それぞれがパンフレット等に記載の加入資格を満たしていること、および「申込書兼告知書」の裏面(※)に記載されている質問事項をご確認のうえ、告知ください。
(※)「申込書兼告知書」によっては、質問事項が裏面ではなく表面に記載されている場合もあります。
- 主たる被保険者(本人)が新規加入・増額する申込者の告知内容(質問事項に対する答え)をとりまとめのうえ、「申込書兼告知書」の該当箇所にとりまとめ結果を記入のうえ、ご提出ください。
- 「申込書兼告知書」をご提出いただく際には、加入勧奨時に通知・配付された説明資料等に記載された重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」を含む)、医療保障保険契約内容登録制度ならびに個人情報の取扱い等を必ずご確認ください、告知内容が事実と相違ないことを確認のうえ、「申込印(告知印)」欄に押印ください。
- 「申込書兼告知書」に記載の「質問事項」は以下のとおりです。

【質問事項】

任意生命保険(団体定期保険)

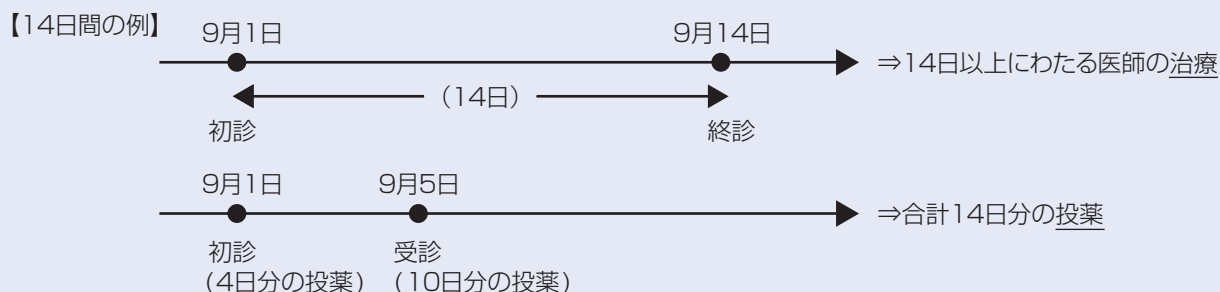
- (ア) 申込日現在、職員は健康上の理由で就業制限(*1)を受けていますか。
(配偶者およびごどもは、申込日から過去3カ月以内に、医師の治療・投薬(*2)を受けたことがありますか。)
- (イ) 申込日から過去1年以内に、病気またはけがで手術を受けたこと、連続14日以上入院をしたことがありますか。
- (ウ) 申込日から過去1年以内に、病気またはけがで、14日以上にわたり(*3)医師の治療・投薬(*2)を受けたことがありますか。

任意医療保険(総合医療保険(団体型))

- (ア) 申込日から過去3カ月以内に、医師の治療・投薬(*2)を受けたことがありますか。
- (イ) 申込日から過去5年以内に、病気またはけがで手術を受けたことがありますか。
- (ウ) 申込日から過去5年以内に、病気で連続7日以上入院もしくは7日以上にわたり(*4)医師の治療・投薬(*2)を受けたことはありますか。

【補足説明】

- *1 「就業制限」とは、勤務先または医師等により欠勤(公休・普通休暇等によるものも含む)を指示されている場合などをいいます。
- *2 「医師の治療・投薬」とは、医師による治療・投薬のほか、診察・検査・指示・指導を含みます。
(注) 一過性の軽微な疾患(かぜ、アレルギー性鼻炎、歯治療)、妊娠(正常)、手足の骨折によるものは含まれません。
- *3 「14日以上にわたり」とは、初診から終診までの期間が14日以上の場合をいいます。
たとえば、受診は2日でも、その間が14日以上の場合や、合計14日分以上の投薬を受けた場合は、「14日以上」となります。
- *4 「7日以上にわたり」とは、初診から終診までの期間が7日以上の場合をいいます。
たとえば、受診は2日でも、その間が7日以上の場合や、合計7日分以上の投薬を受けた場合は、「7日以上」となります。



○なお、以下のような場合は告知事項に当てはまりませんので、質問事項に記載の内容からは除かれます。

- ・医師の指示ではなく、自分で市販のかぜ薬を服用した
- ・健康増進のため、ビタミン剤を飲んでいる
- ・歯科医師による虫歯の治療、抜歯を受けた
- ・妊娠(正常)で入院した

- 「申込書兼告知書」等への記入の有無にかかわらず、当社で保有するお客様情報により、ご加入もしくは増額等をお断りすることがあります。

退職者継続加入制度

【任意生命保険・任意医療保険】

これから退職される方へ

退職後継続加入を希望される方のお手続きは更新時ではなく、退職時にお手続きいただきます。詳細は係の方へお問合せください。

● 退職後加入者の事務は事務代行会社(株式会社日本共同システム)への外部委託(退職者直轄制度)となっております。

退職後における制度の取扱いについて 〈退職後に継続してご加入になれる制度〉

任意生命保険
任意医療保険

退職

任意生命保険・任意医療保険

退職者継続加入制度

任意生命保険あるいは任意医療保険に継続加入されている方
※加入年数は問いません

- 1 任意生命保険
(年齢75歳6カ月まで更新可能)
死亡・所定の高度障がい状態を保障
- 2 任意医療保険
(年齢75歳6カ月まで更新可能)
入院・手術等を保障

退職者継続加入制度について (任意生命保険・任意医療保険)

- 保険金額・入院給付金日額は、退職直前に加入していた金額以下で選ぶことができます。
- 退職者継続加入制度への移行時およびその後の更新時に保険金額・入院給付金日額を増額することはできません。

加入資格

1 任意生命保険 2 任意医療保険 共通

任意生命保険・任意医療保険に加入されていた職員・配偶者の方は、退職後も「退職者継続加入制度」に年齢75歳6カ月まで継続加入できます。(S21.7.2以降生まれの方)

ただし、配偶者のみで継続加入することはできません。

本人が令和3年1月1日以降に加入団体を退職後、令和3年12月31日まで任意生命保険・任意医療保険に引き続き加入中である場合、そのこどもは令和3年12月31日までの加入となります。

なお、任意生命保険のみ、または任意医療保険のみを継続することもできます。(更新時のみ)

※本人が退職後、本人・配偶者・こどもの新規加入・増額はできません。

※詳細は係の方までお問合せください。

退職時のお取扱い

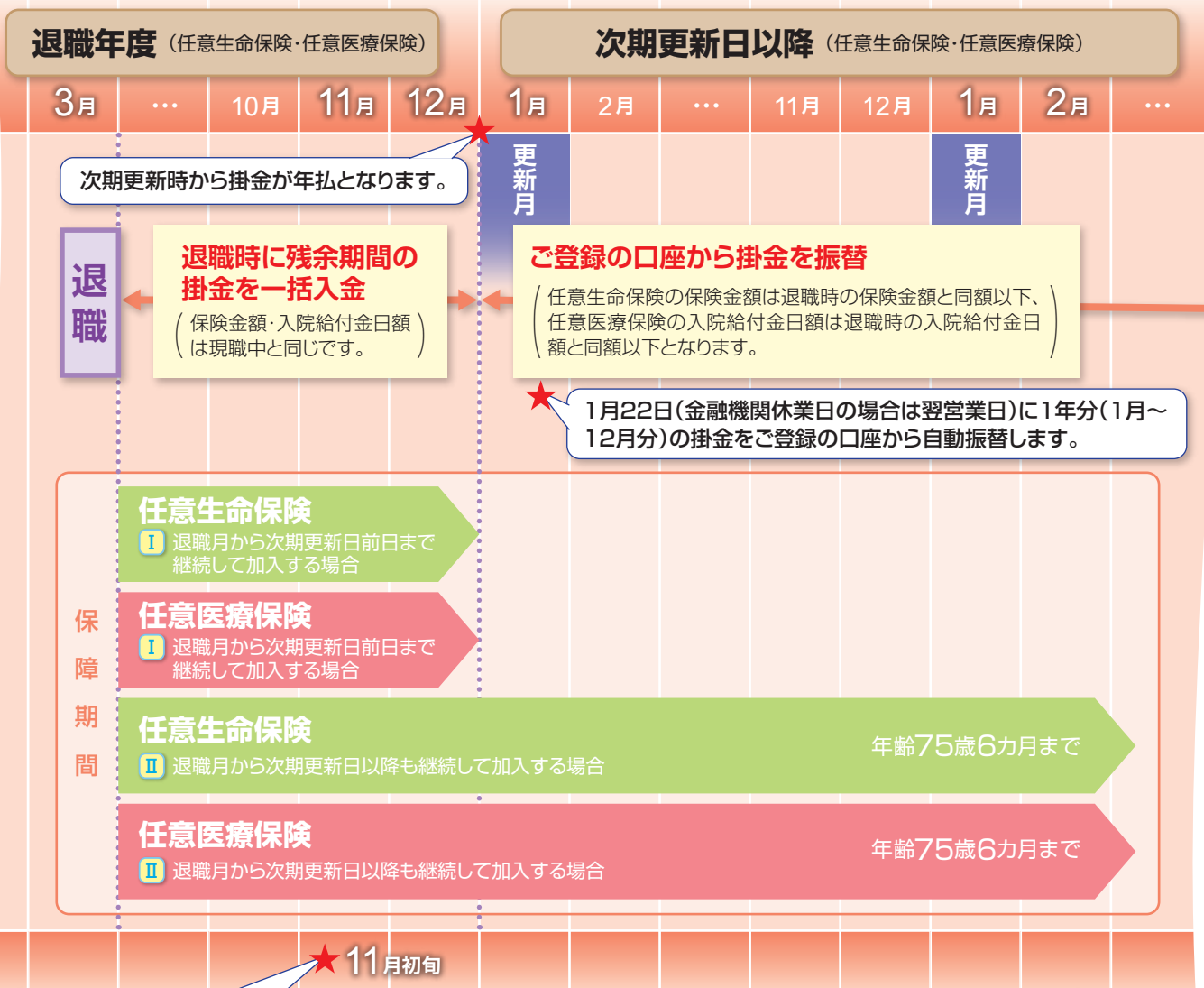
① 任意生命保険

② 任意医療保険

共通

退職月から次期更新日(1月1日)以降も継続してご加入を希望される方は、退職時に退職翌月から次期更新日前月(当年12月)までの残余期間の掛金を一括で入金いただくとともに、「退職者継続加入通知書兼預金口座振替依頼書」を11月初旬までに係の方へご提出ください。

(例) 令和3年3月末日をもって退職され、退職後も継続してご加入を希望された場合



- 「退職者継続加入通知書兼預金口座振替依頼書」のご提出のタイミングにより、口座振替および「申込書(退職者用)」の印字がされる場合とされない場合があります。

	提出時期	口座振替	「申込書(退職者用)」の印字
①	7月末	○	○
②	8月以降11月初旬	○	×
③	11月初旬以降	×	×

※上記の「提出時期」において、いずれも生命保険会社での受付・手続きが完了している必要があります。

※②(8月以降11月初旬)、③(11月初旬以降)の場合は、以下の書類を必ずセットでご提出する必要があります。

	提出書類	記入内容等
1	退職者継続加入通知書兼預金口座振替依頼書	記入・(金融機関お届け印)押印
2	申込書告知書	加入区分「脱退」に○印、申込印を押印
3	申込書(退職者用)	白紙に必要事項を記入・押印(同額または減額のみ)

- 退職者継続加入の意思がありながら、申込締切日(11月初旬)に間に合わなかった方や締切日以降に退職された方は、各加入団体から掛金が徴収されます。申込締切日(11月初旬)以降、年度内に「退職者継続加入通知書兼預金口座振替依頼書」を提出された方は、翌年度から退職者直轄扱として取扱われますが、口座振替は翌々年度からになります。

令和4年3月末退職予定の方へ

- 今回更新時での退職後継続加入手続きは不要です。退職時にお手続きください。
- 増額をご検討の方は今回の更新時に手続きが必要です。退職継続後は増額できません。

任意生命保険

任意医療保険

■ ご加入例

以下以外にも選択いただける保障額がございます。
保障額の詳細はP6～P8、P11・P12をご確認ください。
※選択いただける保障額は退職直前の保障額までです。

1 任意生命保険 (退職者継続加入制度)

例 Aさん ご本人の場合



退職直前の保障額まで選択
いただくことができます。

退職直前の保障額

1,500万円

退職後の継続加入時に選ぶことができる保障額

1,500万円	1,000万円	800万円
600万円	400万円	200万円

この保障額の
中から1つ選ぶことが
できます。

注意事項

- 退職者は一旦脱退すると再加入はできませんので、ご注意ください。

2 任意医療保険 (退職者継続加入制度)

例 Bさん ご本人の場合



退職直前の保障額まで選択
いただくことができます。

退職直前の保障額

8,000円

退職後の継続加入時に選ぶことができる保障額

8,000円 5,000円

この保障額の
中から1つ選ぶことが
できます。

注意事項

- 退職者は一旦脱退すると再加入はできませんので、ご注意ください。

■ 掛金(年払)

掛金は任意生命保険・任意医療保険ともに年払となります。
年払掛金についてはP8、P12の年払掛金表をご覧ください。

■ 「申込書(退職者用)」記入方法

P50をご覧ください。

- 1 継続加入される方は、「申込書(退職者用)」を係の方へご提出ください。白紙の「申込書(退職者用)」等が必要な場合は、係の方までご請求ください。
- 2 死亡保険金受取人を変更される場合は、「死亡保険金受取人指定書」をご提出ください。(「申込書(退職者用)」での受取人変更のお取扱いはできません。)この場合、死亡保険金受取人変更の効力発生日は、保険契約者(団体)が引受保険会社に「死亡保険金受取人指定書」を発送した日です。
- 3 必要事項が記入・押印されているか、ご提出前にご確認ください。内容を訂正される場合は二重線で抹消後、訂正印(申込印と同一のもの)を押印のうえ、正当内容をご記入ください。
- 4 申込みされない方はご提出不要です。

[illegible]

※当「申込書(退職者用)」は記入見本用のものであり、配付されたものと内容が異なる場合があります。

チェック欄	確 認 項 目		
	任意生命保険	任意医療保険	
✓	①	加入団体名をご記入ください。	
✓	②	係の方に確認いただき、正確にご記入ください。	
✓	③	「申込書(退職者用)」を記入された日をご記入ください。	
✓	④	氏名は全てカタカナでご記入ください。	
✓	⑤	性別・年号を○で囲み、生年月日をご記入ください。	
✓	⑥	今回申込みされる加入区分・保険金額を○で囲んでください。 (網掛け欄に既加入内容の印字がある場合、既加入内容の訂正は不要です。)	今回申込みされる加入区分・入院給付金日額を○で囲んでください。 (網掛け欄に既加入内容の印字がある場合、既加入内容の訂正は不要です。)
✓	⑦	掛金は記入不要です。 ただし、申込締切日を過ぎてから提出される方は掛金をご記入ください。 (掛金は年払となりますのでP8を参照のうえご記入ください。)	掛金は記入不要です。 ただし、申込締切日を過ぎてから提出される方は掛金をご記入ください。 (掛金は年払となりますのでP12を参照のうえご記入ください。)
✓	⑧	本人・配偶者の死亡保険金受取人氏名(カタカナ)・続柄コード・人数をご記入ください。(変更される場合は「死亡保険金受取人指定書」をご提出ください。)	—
✓	⑨	必ず5枚すべてに申込印を押印ください。(スタンプ印可) (本人と配偶者は別の印を押印ください。)	
✓	注	内容を訂正される場合は二重線で抹消後、訂正印(申込印と同一のもの)を押印のうえ、正当内容をご記入ください。	

任意収入補償保険のご案内

【団体長期障害所得補償保険】

健康状態告知についてのご案内

健康状態告知書質問事項回答欄の記入にあたり重要な事項

告知の内容が正しくないと、ご契約が解除され保険金をお支払いできない場合があります。

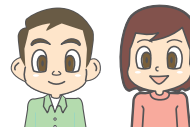
以下の説明をすべてご確認ください・ご理解のうえ正しい告知をお願いします。

なお、被保険者ご本人とは、加入申込書の被保険者欄に記載された方をいいます。

お客さま
チェック欄

1 告知の重要性

健康状態告知は公平な保険契約の引受判断のための重要な事項ですから、**必ず被保険者ご本人が、「事実を」「ありのまま」「もれなく」お答えください。**



しっかり
記入しましょう。

お客さま
チェック欄

2 正しく告知しなかった場合の取扱い

告知する事項は加入申込書裏面「健康状態告知書質問事項」に記載しています。もし、故意または重大な過失によって、これらについて事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知した場合、告知を受領した保険契約の保険期間の開始時(補償の開始時)(注)から1年以内であれば、引受保険会社は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります。

保険期間の開始時から1年を経過していても、告知のなかった事実、または告知の内容と異なる事実に基づく保険金支払事由が保険期間の開始時から1年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。また、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、保険期間の開始時からの経過期間に関係なく保険契約を「詐欺による取消し」とすることがあります。

(注)継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。

告知義務違反により
ご契約が解除された場合

○解除後の補償はなくなり、たとえ保険金支払事由が発生していても保険金をお支払いすることはできません。
※ただし、「解除前に発生した保険金支払事由」と「解除の原因となった事実」との因果関係の有無によっては、保険金をお支払いすることがあります。

「詐欺による取消し」
となった場合

○保険期間の開始時期から補償がなくなるため、たとえ保険金支払事由が発生していても保険金をお支払いすることはできません。
○既に払い込んだ保険料は返還できません。



正しく告知しないと、
保険金を受け取れない
場合もあるんだね。

お客さま
チェック欄

3 書面によるご回答のお願い

質問事項へのご回答は、保険会社の引受判断上、重要な事項のため、取扱代理店への口頭によるご回答ではなく、**書面にてご回答くださるようお願いいたします。**

※健康状態告知書質問事項回答欄は加入申込書の一部となっています。取扱代理店は保険契約の告知受領権を有していますが、取扱代理店に口頭でご回答されても告知をしたことになりませんのでご注意ください。



加入申込書の回答
欄へ記入してくだ
さい。

お客さま
チェック欄

4 傷病歴等を告知した場合の取扱い

引受保険会社では、ご加入者間の公平性を保つため、お客さまのお身体の状態すなわち保険金等のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っています。

告知内容によってはご加入をお断りすることや特定疾病等を補償対象外とする等の特別な条件を付けてお引き受けすることがあります(傷病歴等がある方をすべてお断りするものではなく、また、傷病の状況によっては特別な条件を付けずにお引き受けできる場合があります)。

●傷病歴等を告知した場合の取扱い(加入条件について、告知の内容から、以下のいずれかとさせていただきます)

1 特別な条件なしで
お引き受けします。

2 特定疾病等を補償対象外とする
条件でお引き受けします。

3 お引き受けできませんので
ご了承ください。



告知したら、
契約はどうなるの？

お客さま
チェック欄

5 告知内容を確認させていただく場合があります。

お申込み後または保険金請求の際、告知内容について確認させていただく場合があります。



告知内容を
確認させて
ください。

お客さま
チェック欄

6 お客さまによるご契約内容の確認について

ご加入後、ご加入内容について記載した「加入者証」をご覧ください、告知内容に誤りがないかのご確認をお願いいたします。

※特定疾病等を補償対象外とする条件での加入については、加入申込書の健康状態告知書質問事項回答欄の記載によって決定されます(加入時に決定し、個別に引受保険会社から引受条件を通知するわけではありませんのでご注意ください)。

※万一、告知内容が事実と異なる場合には、ただちに取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。



加入後の確認も
大切なね。

をご説明します。

健康状態告知書質問事項回答欄を記入する前に必ずご覧ください。

※ 本紙はお客さまご自身で確認するための帳票です。ご提出の必要はありません。

※ 『加入申込書コピー』と『健康状態告知についてのご案内』(本紙)、『重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明』はお客さまの控えとなりますので、大切に保管してください。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

団体長期障害
所得補償保険

全力 サポート
宣言

お客さま
チェック欄 ☐

7 健康状態の告知が必要な方

健康状態告知書質問事項回答欄に回答いただく必要のある方は、以下のいずれかに該当する方です。

● 今回新たに加入する方

● 継続して加入する際に、補償項目の追加などの変更(注)をする方

(注)健康状態に関する告知の対象となる補償項目について、新たな補償を追加する場合、保険金額を増額する場合、
てん補期間を延長する場合、特定疾病等を補償対象外とする条件を変更する場合などが該当します。

※前契約からすべての条件を変更することなく継続して加入する方は、新たに告知する必要はありません。



保険金額の増額など補償内容を拡大しますか？

補償内容を拡大する

補償内容は変更なし、または縮小する

現在の特定疾病等を補償対象外とする条件を
変更しますか？

補償対象外条件を変更する

補償対象外条件なし、または変更しない

健康状態告知が必要です。

健康状態告知は不要です。

！ご注意ください

保険金額の増額など補償内容の拡大に伴い改めて健康状態告知をした結果、特定疾病等を補償対象外とする条件となった場合、その条件は増額等の拡大した補償部分だけでなく、継続後の補償全体に対して適用されます。

例えばこんな場合...

現在は特定疾病等を補償対象外とする条件なしで加入。ただし、先日の健康診断で異常を指摘されている(告知事項に該当する)ケース

ケース1
(同条件で継続)

現在のご契約

特定疾病等を補償対象外
とする条件なし

継続後のご契約

特定疾病等を補償対象外
とする条件なし

前契約と同条件で継続する場合、告知は不要で
特定疾病等を補償対象外とする条件も付きません。

ケース2
(増額して継続)

特定疾病等を補償対象外
とする条件なし

増額

特定疾病等を補償対象外とする
条件が付くと全体に適用される

保険金額を増額する場合は告知が必要です。告
知の結果、特定疾病等を補償対象外とする条件
が付いた場合は、継続後の補償全体に対して適
用します。

お客さま
チェック欄 ☐

8 再告知の取扱い

特定疾病等を補償対象外とする条件で加入する方は、新たに告知しなすこと(再告知)によって、継続後の加入条件を変更することがあります。継続して加入する際には現在の加入条件をご確認ください。

例えばこんな場合...

数年前に告知した際、健康状態告知書質問事項に該当したため特定疾病等を補償対象外とする条件となったが、その後一切病気をすることもなく健康を保ち、現時点で告知すればすべての告知回答が「いいえ」となるケース

※加入申込書の「特定疾病等対象外欄」の「疾病コード」欄に「A1」～「Y1」のコードが印字されている場合の補償対象外とする疾病の範囲は加入申込書裏面「健康状態告知書質問事項および健康状態告知書質問事項回答欄記入要領」または次ページ「健康状態告知書質問事項回答欄の解説」の「病気・症状一覧表の解説」をご参照ください。

※継続後の引受条件を変更する場合は、現在の引受条件にかかわらず、加入申込書裏面「健康状態告知書質問事項および健康状態告知書質問事項回答欄記入要領」または次ページ「健康状態告知書質問事項回答欄の解説」「病気・症状一覧表の解説」を参照し、再告知をしてください。

※再告知をした場合は、上記1～7が適用されますので、ご注意ください。

お客さま
チェック欄 ☐

9 その他ご注意いただきたい事項

正しく告知をした場合でも、保険期間の開始時より前に病気、ケガの原因となった事由が生じた場合は、引受保険会社は保険金をお支払いできません(始期前治療について協定書に定めのある場合、その規定により保険金をお支払いできることがあります)。

例えばこんな場合...

加入申込み時点では健康だったが、その後保険期間の開始時より前に発病と診断され、保険期間の開始時より後にその病気に
よって就業障害となったケース

そのほかにも、「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」には、ご加入に際して特に確認いただきたいことを記載しています。お申込みの前に必ずお読みください。

任意収入補償保険のご案内

【団体長期障害所得補償保険】

健康状態告知書質問事項回答欄の解説 団体長期障害所得補償保険

健康状態告知書質問事項回答欄の書き方や用語を説明しています。なお、健康状態告知書質問事項回答欄に記入する前に、前ページの「健康状態告知についてのご案内」を必ずお読みください。

健康状態告知書質問事項は以下のとおりです

<質問1> 「がん」「糖尿病」に関するご質問

- 以下の①、②のいずれかに該当する項目はありますか。
- ①過去2年以内に「がん」(悪性新生物をいい、上皮内がん・肉腫・白血病・悪性リンパ腫・骨髄腫などの悪性腫瘍を含みます)にかかったことがある。または、現在、医師から「がん」の検査を受けるように指示されている。
- ②過去2年以内に医師から「糖尿病」「高血糖症」「耐糖能異常」と診断されたことがある。または、現在、医師からこれらの検査を受けるように指示されている。

①について、悪性・良性の区別がつかない場合は、検査結果が出た後にお申込みください。

「医師」には歯科医師を含み、柔道整復師・指圧師・鍼灸師は含みません(以下の質問も同様です)。

<質問2> 最近の健康状態・既往症に関するご質問

- 以下の①、②のいずれかに該当する項目はありますか。
 - ①最近3か月以内に、医師の診察・検査・治療(医師の指示による服薬を含みます)を受けたことがある。
 - ②過去2年以内に、健康診断・人間ドックまたは医師による診察の結果、異常(要検査・要精密検査・要治療・要経過観察)を指摘されたことがある(検査や治療の結果、「異常なし」となった場合を除きます)。
- ※ただし、後遺症のないケガおよび右記「完治している場合は告知不要の病気・症状」に該当する病気・症状は告知不要です。----->

「要検査」または「要精密検査」の指示を受けており、現在、病名が確定していない場合には、検査を受検し、正式な病名(診断名)が確定した後にお申込みください。

完治している場合は告知不要の病気・症状

感冒(かぜ)、インフルエンザ、急性胃腸炎、急性へんとう炎、急性咽頭炎、急性喉頭炎、急性気管支炎、急性虫垂炎、急性中耳炎、外耳炎、結膜炎、花粉症、アレルギー性鼻炎、じんましん、そけいヘルニア、虫歯

「医師の診察・検査・治療」について

- 「医師の診察・検査」には定期健康診断や保険契約の申込みに伴う医師の診査を含みません。また、診察・検査を受けた結果、「異常なし」となった場合を除きます。
 - 「医師の治療」には投薬、注射、手術、放射線治療、心理療法、食事療法などを含みます。
 - 「医師の指示による服薬」とは、医師から薬を処方(指示)されていること(自己判断により服薬していない場合も含みます)をいいます。
- ※薬には、点眼薬、吸入薬、座薬、自己注射などを含みます。

告知の対象とはならないケース

- 医師から処方(指示)されていない市販の薬(かぜ薬、胃腸薬など)の服用
 - 市販のビタミン剤の服用など、病気の治療ではなく健康増進のための行為
 - メタボリック健診の指摘
 - 正常な妊娠または分娩
 - 「完治している場合は告知不要の病気・症状」に該当する病気・症状の治療
- ※「完治」とは、症状がなくなり、医師から治療や経過観察の必要がないといわれた状態をいいます。

病気・症状一覧表の解説

群名 コード	病 気 ・ 症 状 一 覧 表								K 群
	A 群 A1	B 群 X1	C 群 C1	D 群 D1	E 群 E1	F 群 F1	H 群 H1	I 群 Y1	
	脳・循環器系の 疾病	呼吸器系の 疾病	消化器系の 疾病	肝臓系の 疾病	胆のう・すい 臓系の疾病	腎臓・泌尿器系 の疾病	婦人科系の 疾病	骨・筋肉 の疾病	その他 の疾病
甲 欄	●脳卒中(脳出血、くも膜下出血、脳こうそく、脳血栓、脳塞栓、一過性脳虚血発作(TIA)など) ●脳腫瘍 ●動脈硬化症 ●動脈狭窄症 ●動脈瘤 ●心筋こうそく ●心臓弁膜症	●肺がん ●咽頭がん ●結核 ●肺気腫 ●間質性肺炎 ●肺線維症 ●気管支ぜん息	●胃・腸のがん ●食道がん ●かいよう性大腸炎 ●クローン病	●肝臓のがん ●肝硬変 ●慢性肝炎 ●B型肝炎 ●C型肝炎	●胆のう・すい臓のがん ●すい炎	●腎臓・膀胱・前立腺のがん ●慢性腎不全 ●慢性腎炎 ●ネフローゼ ●のう胞腎 ●尿毒症	●子宮がん ●卵巣がん	●リウマチ(関節リウマチ、リウマチ熱、リウマチ性心疾患) ●脊椎カリエス ●後縦靱帯骨化症 ●筋ジストロフィー症 ●重症筋無力症	●精神障害(うつ病などの精神病や神経症、アルコール・薬物依存症を含みます)・知的障害・発達障害※ ●左記のA~I群にある「がん」以外のがん(悪性新生物をいい、上皮内がん・肉腫・白血病・悪性リンパ腫・骨髄腫などの悪性腫瘍を含みます) ●糖尿病(高血糖症、耐糖能異常を含みます) ●膠原(こうげん)病 ●血友病 ●カリエス ●厚生労働省指定の難病(ただし、メニエール病を除きます)
乙 欄	●高血圧症(医師の治療を受けている場合、または治療を受けていない場合でも最低血圧110ミリ以上の場合) ●高脂血症・脂質異常症(高コレステロール血症を含みます) ●不整脈(心房・心室細動、心室頻拍、脚ブロックなど) ●先天性心疾患(心房・心室中隔欠損症、動脈管開存症、大動脈縮窄症、ファロー四徴症など)	●肺炎 ●じん肺 ●けい肺 ●肺のう胞 ●自然気胸 ●慢性気管支炎 ●気管支拡張症 ●胸膜炎(肋膜炎)	●胃・腸のかいようまたはポリープ	●急性肝炎 ●肝肥大 ●黄疸	●胆のうポリープ ●胆のう炎 ●胆石(症) ●胆管結石	●急性腎不全 ●急性腎炎 ●腎う炎 ●腎臓・膀胱・尿路などの結石 ●前立腺肥大症	●子宮筋腫 ●子宮内膜症 ●子宮腺筋症 ●子宮頸部異形成 ●卵巣のう腫	●関節炎 ●骨髄炎 ●神経痛 ●頸肩腕症候群	※具体的には、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99に規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によります。

「脳卒中」について

- 心臓内の血管の障害で急激に発症する病気の総称です。脳出血(血管が破れること)や脳こうそく(血管が詰まること)は脳卒中の一種です。

「精神障害」について

- 精神障害には、「うつ病」「躁病」「統合失調症」などの精神病、「パニック障害」「適応障害」などの神経症のほか、「非器質性睡眠障害」「心因反応」などが含まれます。

厚生労働省指定の難病について

- 具体的な例は右表のとおりですが、最新の内容は「難病情報センター」ホームページ(<http://www.nanbyou.or.jp/>)をご確認ください。
- なお、メンエール病は「疾病・病状名」欄に病名を記載することで加入いただけます。

厚生労働省指定の難病の例(平成29年3月現在)

パーキンソン病関連疾患、全身性エリテマトーデス、全身性強皮症、皮膚筋炎／多発性筋炎、特発性血小板減少性紫斑病、網膜色素変性症、脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く)、サルコイドーシス、ベーチェット病、原発性胆汁性肝硬変 など

「疾病・病状名」欄記載時のご注意

「病気・症状一覧表」に該当する病気・症状がない場合、その病気・症状の具体的な名称を「疾病・病状名」欄にご記入ください。
「病気・症状一覧表」の甲欄、乙欄に該当する病気・症状の具体名を「疾病・病状名」欄に記入されて加入したときは、加入申込書の提出後であっても、保険期間の開始時から条件の訂正またはご加入の取り消しをすることがあります。

(例) 562 疾病・病状名
(R0の場合のみカタカナで記入)

コウジョウセンキノウテイカショウ

病気・症状名のみをご記入ください。
診断された経緯や状況などは記入しないでください。

誤った記載例	解 説
ミギメハクナイショウ(右目白内障)	部位の左右などは特定せず、病名のみ「ハクナイショウ」と記載してください。
コウジョウセン(甲状腺)	部位名ではなく、病気・症状名を記載してください。
イセツジョジュツ(胃切除術)	手術名ではなく、原因となった病名を記載してください。
ハツネツ(発熱)	原因となった病名を記載してください。

サービスのご案内

【就労支援トータルサービス】

任意収入補償保険に加入された被保険者（補償の対象となる方）は、以下のサービスをご利用いただけます。

- メンタルご相談（メンタル相談サポート／メンタルITサポート）
- 健康・医療・介護ご相談（健康・医療・介護のご相談／セルフ健康診断サポート／病院情報のご提供）
- 各種手続きご相談（税務・フィナンシャルサポート／公的給付申請サポート／福祉情報のご提供）

※サービスをご利用いただける方は被保険者（補償の対象となる方）となります。

※保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。

※サービス内容によりご利用日・ご利用時間が異なります。

※サービスは、保険期間終了後はご利用いただけません。

※サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。

※サービスは、あいおいニッセイ同和損保が委託している提携サービス会社をご提供します。

※上記はサービスの概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、ご加入後に加入者証と共に交付する「団体長期障害所得補償保険サービスガイド」でご確認ください。

ご相談窓口等

任意生命保険 任意医療保険 のお問合せ

- ご照会、保険金・給付金請求方法につきましては、係の方までお問合せください。
- また、募集期間中のお申込み手続きや当制度の内容に関するご照会につきましては、以下「制度内容・お申込み手続きに関するお問合せ先」に記載のニッセイ団体保険コールセンターまでご連絡ください。
- なお、募集期間後の引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、以下の日本生命窓口までご連絡ください。

<東京都・千葉県・神奈川県・埼玉県・栃木県・群馬県・茨城県・山梨県>

日本生命保険相互会社
法人サービスセンター

TEL: 0120-563-925

【受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝日・12/31～1/3を除く。)]

<上記以外の道府県>

日本生命保険相互会社
企業保険サービス課

TEL: 0120-123-840

【受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝日・12/31～1/3を除く。)]

※お問合せの際には、記号証券番号(任意生命保険は931-1988、任意医療保険は900-95060)をお知らせください。

*支払業務全般のお問合せ先 日本生命保険相互会社 団体保険支払サービス課 TEL: 0120-302-438

任意収入補償保険 のお問合せ

- お手続きや当制度の内容に関するご照会につきましては、係の方までお問合せください。
- また、募集期間中の申込手続きや当制度の内容に関するご照会につきましては、表紙に記載のあいおいニッセイ同和損保 専用コールセンターまでご連絡ください。

<保険金の請求に関する連絡先>

事故が起こった場合は、遅滞なくあんしんサポートセンターまでご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保
あんしんサポートセンター

TEL: 0120-985-024(無料)

【24時間・365日受付】

※おかけ間違いにご注意ください。

※IP電話からは0276-90-8852(有料)におかけください。

制度内容・お申込み手続きに関するお問合せ先

任意生命保険・
任意医療保険

ニッセイ団体保険コールセンター

通話料無料

0120-375-696

※保険金・給付金請求方法に関しては、係の方へご確認ください。

<受付期間>

令和3年10月1日(金)～
令和3年11月4日(木)

任意
収入補償保険

あいおいニッセイ同和損保 専用コールセンター

通話料無料

0120-500-826

<受付時間>

月曜日～金曜日 9:00～17:00
(祝日を除く。)

※お問合せの際には、団体名「全国町村会」をお知らせください。受付期間外の照会については係の方へお問合せください。

※ご家族からいただくご照会内容によっては、個人情報保護の観点からご回答を制限させていただく場合がございます。

全国の町村等職員のみなさまへ

<応募締切>

2021年11月4日(木)

任意生命保険 (団体定期保険) ご加入 キャンペーン



任意生命保険(団体定期保険)

にご加入の方から(*)

抽選で17名様に

素敵な賞品を
プレゼントします!

(*) ご本人に限ります

A
賞



抽選で2名様に **タニタ**
「**体組成計**」
プレゼント!

充実した機能で健康管理をサポート。
BMIや筋肉量など測定結果を順番に表示します。

B
賞



抽選で5名様に **ラッセルホブス**
「**ベーシックドリッパ**」
プレゼント!

「コーヒーと暮らす、をもっとお洒落に」
便利なタイマー機能付きで飲みたい時間にセット
できます。
ペーパーフィルターは何度でも使えて経済的。

C
賞



抽選で10名様に **メイド・イン・ツバメ**
「**タンブラー小 ペア**」
プレゼント!

新潟県燕市で生産。
考えられたカーブが手にフィットします。

キャンペーン参加には応募が必要となります。
応募の際は、キリトリ線に沿って当用紙を切り離し裏面のお申込み欄をご記入のうえ、
日本生命の担当者宛にご提出ください。

<お申込欄>

ご希望の賞品 (ご希望順に番号を記載ください)		()A賞	()B賞	()C賞
お名前	フリガナ	性別	生年月日	
		男性・女性	西暦・S・H 年 月 日	
団体名		所属名		
日中のご連絡先	携帯 職場	-	メールアドレス	@
お届け先 ご住所	職場 自宅	〒 -	(TEL: - -)	
当キャンペーンがきっかけで 団体定期保険にご加入されましたか。 (該当する場合は○を付けてください)		☐ はい		

ご記入いただきました内容は、(1)各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、(2)当社からの関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、(3)ニッセイの業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、(4)その他保険に関連・付随する業務、に活用させていただきます。これらの利用目的および当社業務に関する情報については、当社ホームページ(<https://www.nissay.co.jp>)をご覧ください。

<応募用紙提出先>

日本生命担当者(町村会 任意共済 普及推進員)

ご留意点

- ・賞品の色はお選びいただけません。また、賞品が品切れの場合、他の商品で代用させていただくこともあります。ご了承ください。
- ・任意生命保険(団体定期保険)に継続してご加入の方、もしくは今回からご加入される方のみのキャンペーンです。
- ・ご応募は、ご加入者ご本人様1回限りとさせていただきます。(配偶者様やお子さまのご応募はできません。)
- ・賞品のお届け先は日本国内に限ります。海外勤務の方は、国内の住所をご指定ください。
- ・厳正なる抽選を行い、当選された方には効力発生日から約1カ月後に、郵送または団体様窓口経由で賞品をお渡しします。
- ・当選者の発表は賞品の発送をもってかえさせていただきます。
- ・当選された方のお名前は、団体様にお知らせします。
- ・当キャンペーンに関するお問合せは日本生命担当者までご連絡ください。

ベネフィット N のご紹介

お得な割引・特典がいっぱい！

生活、レジャー・エンタメ、グルメ等の**豊富なメニューを優待価格**でご利用になれます

宿泊

ベネフィット・ステーション おもてなしの宿

優雅に楽しむくつろぎの空間 全国 5 施設
くつろぎの部屋、きめ細やかなおもてなしと四季折々の自慢の料理を納得のプライスで！
ご家族やお仲間との大切なひとときを、心ゆくまでお楽しみください。

ベネフィット・ステーション 蓼科の森



鳥の囀りと高原の爽やかな風に誘われ深呼吸を味わう贅沢な時間
和室 素泊まり
2名以上1室／お1人様 平日・休日
5,130円
※休前日・特定日は2食付のみ
9,200円～12,970円

ベネフィット・ステーション 箱根宮城野



緑深い箱根の露天で思う存分温泉に戯れる
和室 素泊まり
2名以上1室／お1人様 平日・休日
5,630円
※休前日・特定日は2食付のみ
10,050円～13,370円

グルメ

食バタイム



全国
28,000店

掲載の加盟店で**20～50% off** 等になるグルメクーポンサイト。



etc...

レジャー・エンタメ

映画

ミッドランドスクエア
シネマ・ミッドランドシネマ名古屋空港



共通映画鑑賞券
特典 会員 **1,300円**

シネマイクスピアリ



映画鑑賞券
特典 会員 **1,300円**

カラオケ

カラオケ本舗まねきねこ



室料
特典 会員 **30% off**
※他プランあり

カラオケルーム歌広場



室料
特典 会員 **10～20% off**
※他プランあり

カー

レンタカー

ニッポンレンタカー



WEB申込で一般料金より
特典 会員 **20～55%OFF**
(※24時間利用の場合) 等

レンタカー

タイムズカーレンタル



クーポンで一般料金より
特典 会員 **10～50%OFF**

バリューサービス のご紹介

日本生命ならではの！

日本生命グループおよび提携先より、各種商品・サービスを期間限定で**特別優待価格**にてご提供！

H.I.S. ベネフィットデスク



- ・会員限定の商品・割引をご紹介！
- ・添乗員同行ツアーに会員限定割引！
- ・指定の駐車場を無料または優待価格にてご提供！

BRIDGESTONE SPORTS ゴルフアイテム



BRIDGESTONE SPORTSの直営オンラインストアです。TOUR B・Paradisoブランドなどの多彩なゴルフアイテムをご紹介します。

ヘルスケアサポート のご紹介

専門家がサポート！

あなたのお悩み・・・

健康

介護

メンタルヘルス

育児

禁煙

など

お電話やメール等でいつでもご相談になれます！

全国の町村等職員のみなさまへ



N-コンシェルジュ

(企業保険商品付帯サービス)のご案内

任意生命保険・任意医療保険
[団体定期保険・総合医療保険(団体型)]
ご加入者特典!

N-コンシェルジュは、対象商品のご加入者のみなさまがご利用になれるサービスです。健康管理から趣味に至るまで豊富なメニューをご用意。

生活に役立つ情報・特典がいっぱい!!

1 ベネフィットN



生活、レジャー・エンタメ、グルメ等の豊富なメニューを優待価格でご利用になれます

2 バリューサービス



日本生命グループおよび提携先より、各種商品・サービスを期間限定で特別優待価格にてご提供します。

3 ヘルスケアサポート



健康、介護、メンタルヘルスに関してのご相談を専門家がお受けいたします。ご加入者のみならず、同居のご家族も無料でご利用になれます。

コンビニ商品
が当たる!

N-コンシェルジュ 利用者限定キャンペーン

開催中!

10月



11月



12月



1月



※キャンペーンは予告なく変更または中止する場合がございます。 ※キャンペーンの応募期間等の詳細は、N-コンシェルジュのサイト内でご確認ください。

N-コンシェルジュへのアクセス方法は簡単!!

【URL】 <https://nlp.smktg.jp/public/seminar/view/55>

「お気に入り」に登録されたみなさまへ

ログイン後のTOPページを「お気に入り(ブックマーク)」に追加されると、再アクセス時にログイン画面が表示されます。ログインIDには「zenkokuchouson」を入力してください。



【ご留意点】

●「N-コンシェルジュ」(加入者向けサービス)をご利用になれるのは、日本生命対象商品にご契約されている団体の加入者となります。新規に加入された場合、加入月(効力発生日)の第4日曜日の翌日午前8時からご利用可能です。ご加入日はパンフレットをご確認ください。なお、お手続き状況によっては、ご利用が1カ月遅れる場合がございますので、ご了承ください。＜対象商品＞所定の要件を満たす(新)団体定期保険、総合医療保険(団体型)、3大疾病保障保険(団体型)、または団体長期障害所得補償保険 ●「ヘルスケアサポート」は、加入者の同居の家族もご利用になれます。●「N-コンシェルジュ」の特典である商品・サービスのうち、各提携先が提供する商品・サービスのご利用に関して生じた損害について、日本生命は責任を負いません。●12月31日～1月3日、5月3日～5月5日、3月・6月・9月・12月の25日直前の日曜日は定期メンテナンスのため、当サービスはご利用できません。定期メンテナンス日以外も、定期または不定期にご利用を停止する場合があります。●記載の情報は、2019年3月現在の情報です。サービスは予告なく、変更または終了する場合があります。